

**令和7年度 小・中学校
教育課程運営改善連絡協議会**

東部教育事務所管内 令和7年7月30日（水）

西部教育事務所管内 令和7年7月31日（木）

香 川 県 教 育 委 員 会

高 松 市 教 育 委 員 会

目 次

<実施要項>

日程等	1
-----	---

<全体資料>

○文部科学省関係

・学習指導要領の趣旨について	3
----------------	---

○県教育委員会関係

・学習指導要領の実施を受けて	11
・ICTを活用した教育の推進について	20
・教育センターホームページ	21

<部会資料>

○共通

・教育課程一般（総則）	23
・道徳	27
・総合的な学習の時間	29
・特別活動	31

○小学校

・国語	33
・社会	35
・算数	37
・理科	39
・生活	41
・音楽	43
・図画工作	45
・家庭	47
・体育	49
・外国語活動・外国語	51

○中学校

・国語	53
・社会	55
・数学	57
・理科	59
・音楽	61
・美術	63
・保健体育	65
・技術・家庭(技術分野)	67
・技術・家庭(家庭分野)	69
・外国語	71

令和7年度 小・中学校教育課程運営改善連絡協議会
[東部教育事務所管内]

1 開催期日 令和7年7月30日(水)

2 日程及び会場

(1) 中学校

9:10	9:30	10:30	10:45	12:00
受付	全体説明 ・国、県の施策等について ・特別の教科道徳、総合的な学習の 時間、特別活動について	休憩	部会協議	

部会	会場	部会	会場
総則	香川県社会福祉総合センター 第1・2研修室	美術	県庁 北館3階306会議室
国語	県庁ホール	保健体育	高松市総合教育センター 大研修室2
社会	高松市総合教育センター 多目的洋室	技術	高松市総合教育センター 大研修室1
数学	香川県社会福祉総合センター 第1中会議室	家庭	県庁 北館4階401会議室
理科	県庁 北館3階304会議室	外国語	県庁 北館3階303会議室
音楽	県庁 北館3階305会議室		

(2) 小学校

13:35	13:55	14:55	15:10	16:25
受付	全体説明 ・国、県の施策等について ・特別の教科道徳、総合的な学習の 時間、特別活動について	休憩	部会協議	

部会	会場	部会	会場
総則	香川県社会福祉総合センター 第1・2研修室	図画工作	県庁 北館3階306会議室
国語	県庁ホール	体育	高松市総合教育センター 大研修室2
社会	高松市総合教育センター 多目的洋室	生活	高松市総合教育センター 大研修室1
算数	香川県社会福祉総合センター 第1中会議室	家庭	県庁 北館4階401会議室
理科	県庁 北館3階304会議室	外国語活動・ 外国語	県庁 北館3階303会議室
音楽	県庁 北館3階305会議室		

令和7年度 小・中学校教育課程運営改善連絡協議会
[西部教育事務所管内]

1 開催期日 令和7年7月31日(木)

2 日程及び会場

(1) 中学校

9:10 9:30 10:30 10:45 12:00

受付	全体説明 ・国、県の施策等について ・特別の教科道徳、総合的な学習の 時間、特別活動について	休憩	部会協議
----	---	----	------

部会	会場	部会	会場
総則	県教育センター4階 第5研修室	美術	丸亀競技場 会議室2
国語	県教育センター5階 大研修室	保健体育	県教育センター4階 第7研修室
社会	丸亀競技場 会議室4	技術	丸亀競技場 会議室6
数学	県教育センター4階 1・2中研修室	家庭	丸亀競技場 会議室3
理科	県教育センター4階 第6研修室	外国語	丸亀競技場 会議室5
音楽	丸亀競技場 会議室1		

(2) 小学校

13:35 13:55 14:55 15:10 16:25

受付	全体説明 ・国、県の施策等について ・特別の教科道徳、総合的な学習の 時間、特別活動について	休憩	部会協議
----	---	----	------

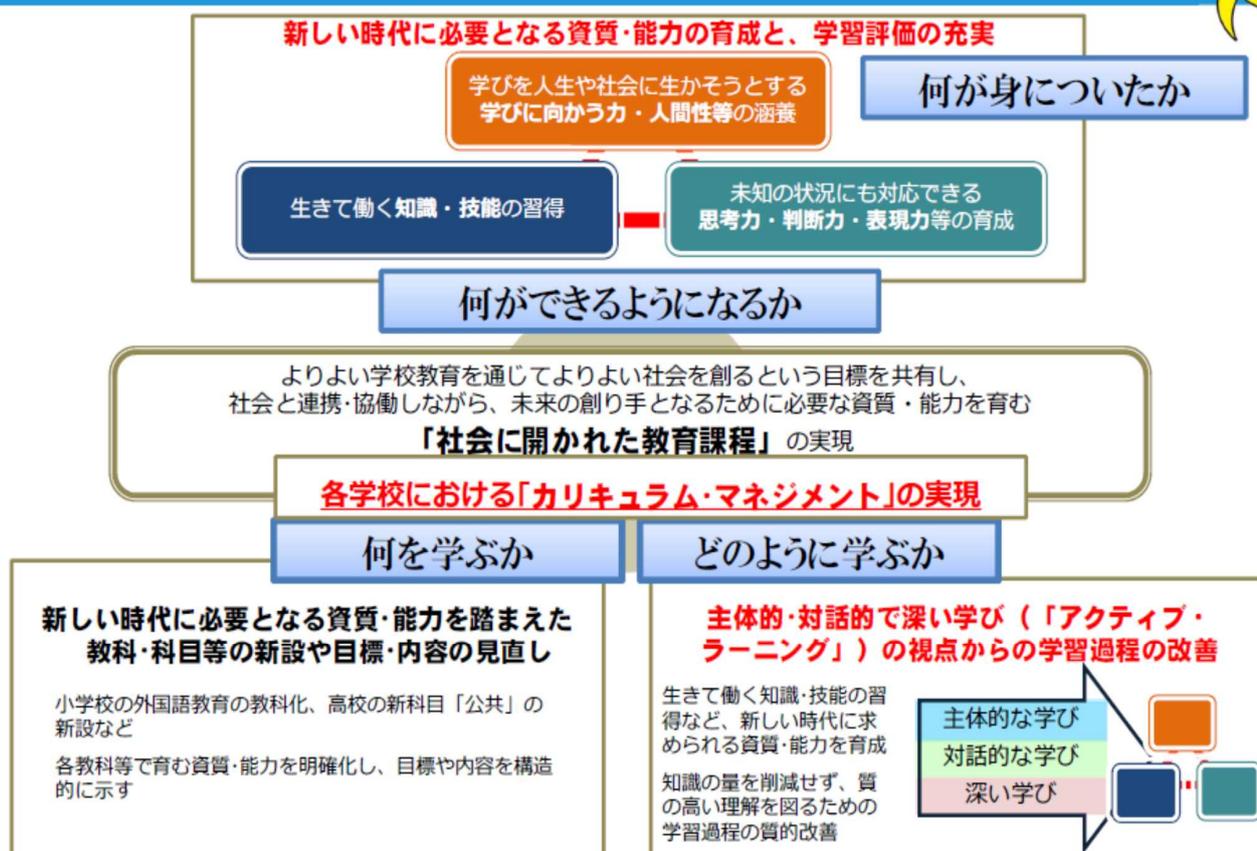
部会	会場	部会	会場
総則	県教育センター4階 第5研修室	図画工作	丸亀競技場 会議室2
国語	県教育センター5階 大研修室	体育	県教育センター4階 第7研修室
社会	丸亀競技場 会議室4	生活	丸亀競技場 会議室6
算数	県教育センター4階 1・2中研修室	家庭	丸亀競技場 会議室3
理科	県教育センター4階 第6研修室	外国語活動・ 外国語	丸亀競技場 会議室5
音楽	丸亀競技場 会議室1		

新学習指導要領の趣旨の確認 ～「生きる力」の理念の具体化～



令和3年度各教科等担当指導主事連絡協議会資料から抜粋

新学習指導要領の全体構造



学習指導要領の趣旨の実現に向けた個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に関する参考資料について



令和3年度各教科等担当指導主事連絡協議会資料から抜粋

本資料作成の趣旨



資料作成の趣旨① 新学習指導要領と各種答申等との関係を整理

- 「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について(答申)」(平成28年12月21日中央教育審議会) ※以下「平成28年答申」
- 小学校、中学校、高等学校等学習指導要領(平成29～31年改訂) ※以下「新学習指導要領」
- 「教育課程部会における審議のまとめ」(令和3年1月25日中央教育審議会 初等中等教育分科会教育課程部会) ※以下「教育課程部会における審議のまとめ」
- 「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～(答申)」(令和3年1月26日 中央教育審議会) ※以下「令和3年答申」

資料作成の趣旨② 新学習指導要領の趣旨の実現に向けた取組の留意点を整理

学習指導要領に基づいた児童生徒の資質・能力の育成に向けて、ICT環境を最大限活用し、これまで以上に「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善につなげるとともに、カリキュラム・マネジメントの取組を一層進める
→ 留意することが重要と考えられる内容を学習指導要領の総則の構成に沿って整理

Point

➢ 上記の赤字は、いずれも新学習指導要領総則に既に関連の規定がある。

- ・ 学習指導要領に基づいた資質・能力の育成(総則 第1)
- ・ 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善(総則 第3)
- ・ ICT環境の最大限の活用(総則 第3)
- ・ 個別最適な学び(個に応じた指導)と協働的な学びの一体的な充実(前文、総則 第1、第4)
- ・ カリキュラム・マネジメント(総則 第1)



1. 本資料作成の趣旨
2. 育成を目指す資質・能力と個別最適な学び・協働的な学び
 - (1) 2030年の社会と育成を目指す資質・能力
 - (2) 学校教育の情報化
 - (3) 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実
 - (4) カリキュラム・マネジメントの充実
3. 教育課程の編成
 - (1) 各学校の教育目標と教育課程の編成
 - (2) STEAM教育等の教科等横断的な学習の推進
 - (3) 授業時数の取扱い
4. 教育課程の実施と学習評価
 - (1) 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善
 - (2) 「指導と評価の一体化」の考え方に立った学習評価の改善
5. 児童生徒の発達の支援
 - (1) 発達の段階を踏まえた指導の充実
 - (2) キャリア教育の充実
 - (3) 個に応じた指導の充実
 - (4) 障害のある児童生徒への指導
 - (5) 特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する指導
6. 学校運営上の留意事項
 - (1) 教育課程の改善
 - (2) 家庭や地域社会との連携及び協働と学校間の連携

Point 学習指導要領総則の構成に沿って留意点を整理

今後の幼児教育の教育課程、指導、評価等の在り方に関する有識者検討会 最終報告〈概要〉 令和6年10月
 幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（3要領・指針）に基づく教育活動の実施状況等の把握、今後の教育課程、指導、評価等の在り方について
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/189/toushin/mext_01929.html

第1章 社会と共有したい幼児教育の基本的な考え方

1. 幼児教育の重要性

- ・人の一生において、**幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる極めて重要な時期。**
- ・近年、乳幼児の頃からの質の高い教育がその時期の発達にとって重要であることや、その後の人生において長期にわたって学業達成や職業生活、家庭生活など多面的に良い効果をもたらすことなどが明らかにされてきている。
- ・**全ての幼児に格差なく質の高い幼児教育を保障し、幼児一人一人のよさや可能性を伸ばしながら、生涯にわたる生活や学習の基盤となる生きる力の基礎を育み、それぞれが人生においてウェルビーイングの向上を実現していくことができるようにすることが必要。**

2. 幼児期の発達の特性

- ・**幼児期は、幼児自身が自発的・能動的に環境と関わりながら、生活の中で状況と関連付けて生活に必要な能力や態度などを身に付けていく時期。幼児期の学びは身体の諸感覚を通して対象に関わることにより成り立つものであり、活動意欲が高まり、成長が著しいこの時期に、豊かで多様な体験を十分に行うことができるようにすることが必要。**

3. 幼児教育の基本

- ・幼児教育では、**幼稚園教諭・保育士・保育教諭等がその専門性を発揮して、幼児が思わず関わりたくなるような魅力的な環境を意図的・計画的に構成し、幼児が主体性を十分に発揮しながらその環境に関わる遊びや生活を展開することにより幼児の発達を促すという「環境を通して行う教育」が基本。**
- ・幼児は、**教育的な意図をもって計画的に構成された環境の下、好奇心や探究心をもって遊びを展開する中で、様々な能力や態度を身に付けていく。**幼児期においては、**遊びを通しての指導を中心に行うことが重要。**

(動画コンテンツヘリンク)

第2章 幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づく教育活動の成果と課題等

1. 幼児教育の基本に関する事項

(1) 身体の諸感覚を通じた豊かな体験

- ・近年、子供の外遊びの機会の減少、ゲーム時間・動画の視聴時間の増加、同年齢・異年齢の子供同士の交流機会の減少など、**家庭や地域において幼児の発達に必要な直接的・具体的な体験を十分に確保することが困難**になってきている中、**幼児教育施設において、安全・安心な場所で、幼児が自由に伸び伸びと遊びながら、様々な人やもの、自然や文化等と直接的・具体的に触れて関わり、豊かな体験をする機会を積極的に設けていくことが一層必要。**

(2) 自発的な活動としての遊び

- ・幼児の遊びには、幼児の成長や発達にとって重要な体験が多く含まれており、**自発的な活動としての遊びは、幼児期特有の学習。**
- ・**幼児期は、知識・技能を教え込むことではなく、幼児が幼稚園教諭・保育士・保育教諭等との信頼関係に支えられ、遊びを通して楽しく感じる多様な体験をしなが、小学校以降の生活や学習の基盤となる資質・能力を育てていくようにすることが重要。**（参照：「幼児教育と小学校教育がつながるってどういうこと？」https://www.mext.go.jp/fa_menu/shotou/youchien/mext_02697.html）
- ・一方、一部の幼児教育施設においては、SNS等からの偏った情報やそれらに影響を受けた一部の保護者のニーズ等を優先し、やむをえず、文字や数量の機械的暗記や一方的指導など**幼児の発達にふさわしくない教育活動が行われているとの指摘。**また、保護者をはじめ社会においては、**幼児教育施設はただ遊ばせているだけとの誤解もある。**
- ・国・地方自治体においては、**幼児期の発達の特性や幼児期にふさわしい教育の在り方について、妊娠期や子供が乳幼児の頃から保護者等に対して、一層の普及・啓発に取り組むことが必要。**

(3) 幼児教育において育みたい資質・能力

- ・幼児教育施設において、小学校以降の生活や学習につながる資質・能力を育むことへの認識が高まり、小学校教育との接続を意識した実践が行われるようになってきた等の成果が上がる一方、**幼児教育関係者の中には、当該資質・能力と5領域のねらい及び内容、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」との関係を理解・実践することが難しいという指摘があるため、国・地方自治体においては、より実践的な調査研究を進めることが必要。**

(4) 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」

- ・「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」については、幼保小の合同研修等でも活用され、幼保小接続期の教育に関する相互理解が深まっている等の成果が上がる一方、**幼児教育関係者の中には、その文言のみで幼児を捉えようとする、幼児を当てはめて、できる・できないと安易に評価したりしているなどの課題が指摘されているため、国・地方自治体においては、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の具体的活用等について、研修等を通じて一層の理解・啓発を図ることが必要。**

(5) 幼児理解に基づいた評価

- ・幼児教育施設における評価は、定量的に優劣を決めたり、ランクを付けたり、一定の基準に対する到達度についての評定によって捉えるものではなく、**幼児の姿の変容を捉え、その姿が生み出されてきた様々な状況について適切かどうか検討し、教育を改善するための手掛かりを求めることである。**幼児の発達の状況と評価の考え方を保護者と共有し、**幼児教育施設と家庭が一体となって幼児の成長を支える取組を進めていくことが大切。**

2. 現代的諸課題に応じて検討すべき事項

(1) 幼児教育施設におけるICTの活用

・国において、幼児教育の「環境を通して行う教育」の環境にデジタル環境が含まれることを明確にし、ICTの効果的な活用方法等の調査研究、研修プログラムの開発等、デジタル環境の整備や支援、低年齢児への弊害・リスクや活用上の留意点についての検討が必要。

(2) 特別な配慮を必要とする幼児への指導

・幼児の障害や文化的・言語的背景などの特性を踏まえた教育を行うことが必要であり、国・地方自治体において、特別な配慮を必要とする幼児への継続的な支援を可能にする体制作り（幼児教育施設と医療、母子保健、福祉等の関係機関との連携促進、幼児教育施設へのアドバイザー等の積極的派遣、研修プログラム・研修資料等の提供等）が必要。

(3) 幼稚園等が行ういわゆる預かり保育

・地方自治体において、教育課程に係る教育時間終了後等においても、幼児の学びや成長につながる教育活動が実施されるよう、幼稚園等におけるいわゆる預かり保育について、より実践的な調査研究を進めることが必要。

(4) 幼稚園等における満3歳以上児の教育の接続

・満3歳未満児の実態を踏まえながら、0歳から18歳の子供の発達や学びの連続性の観点、満3歳以上児の教育との円滑な接続や幼保小の接続を見通した幼児期における教育の一貫性・連続性の確保という観点から、幼児教育の充実を図ることが必要。

(5) 地域における幼児教育施設の役割

・幼児教育施設は、地域の幼児教育の中核的存在として、在園児のみならず、地域の子供に幼児教育の機能と施設を積極的に開放し、様々な家庭や年齢層の子供が学びの環境に関わることができるようにすることが重要。

・保護者が幼児教育施設に対し、長時間預かることを求めたり、幼児への教育について過度に期待すぎたりする傾向も見られる。幼児の健やかな成長のためには、**幼児教育施設と家庭・地域がそれぞれの有する教育機能や役割を發揮し、支え合いながら一体となって子育てに取り組むことが必要**。保護者の家庭での養育等の重要性についても普及・啓発することが重要。

3. 幼児教育と小学校教育との円滑な接続

・国においては、「**幼保小の架け橋プログラム**」を推進しており、一部の地域では、幼児教育施設において小学校の各教科等の指導の専門性等を参考に幼児の主体的な遊びを支える働きかけが充実したり、小学校において入学当初の指導方法が変わり、子供の主体的な姿がより見られるようになってきているなどの成果が上がっている。

・一方、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による幼保小の連携・接続の取組の中断等により、**全国的にみると未だ不十分**。

・小学校低学年においていじめの認知件数が多く、また不登校児童の増加率が高いことを踏まえ、いじめ・不登校対策の観点からも、**幼保小の接続期の教育の充実に取り組みることが重要**。

・**幼児教育施設と小学校の両者が連携の意識をもち、教育実践を見合い、相互の共通理解を図ることが重要**。特に小学校入学当初は**幼児教育との指導方法の連続性・一貫性を確保することが重要**。

・**小学校以降で進められている教育の方向性**（「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善につなげていくこと）は、**子供それぞれの興味・関心や一人一人の個性に応じた多様で質の高い学びを引き出す観点から、幼児教育の「環境を通して行う教育」の考え方とつながっている**。小学校教育において、**新たなICT環境や先端技術も活用しつつ、「環境を通して行う教育」という幼児教育の基本的な考え方を取り入れた教育実践の研究・普及を行っていくことが考えられる**。

第3章 必要な条件整備

1. 地方自治体における幼児教育担当部局の在り方

・地方自治体においては、幼児期及び幼保小接続期の教育に関しては、設置者や施設類型を問わず、教育委員会が一元的に所管又は他の関係部局が所管する場合においても一定の責任を果たす体制を構築することなどにより、教育委員会が有する学校教育の専門的知見を生かしながら、**幼児教育段階から高等学校教育段階までの教育の一貫性・連続性を確保した施策を展開することが重要**。

2. 今後の幼児教育施設の在り方

・今後、人口減少が急速に進み、運営の継続が困難となる幼児教育施設が増える地域も出てくるが見込まれる中、国においては、**地域において幼児教育施設の規模や期待する役割など今後の在り方について検討を進めることができるよう、調査研究等により支援を行うことなどが必要**。

・とりわけ著しく減少が続いている**公立幼稚園**については、これまで果たしてきた役割を今後も果たせるよう、地方自治体において、**地域の実情や保護者のニーズ等を踏まえつつ、3年保育や預かり保育の実施、認定こども園への移行等を検討することが必要**。

3. 幼児教育施設への支援体制

・地方自治体において、
 > **地域の幼児教育ビジョンを明確にし、幼児教育センターの設置・活用、幼児教育施設の合同研修、幼児教育アドバイザー・架け橋コーディネーター等の育成・配置等を推進**
 > **教育委員会が中心となり、「幼保小の架け橋プログラム」促進のための体制を構築**
 > **国公私立の幼児教育施設のネットワークやプラットフォームの構築、公開保育等を推進**

・国において、
 > **幼児教育センターや幼児教育アドバイザー等を法令等に位置付け、広域連携を促進**
 > **地方自治体における「幼保小の架け橋プログラム」の体制構築等の取組を支援**
 > **NIERセンターによる日本独自の質評価指標の開発や園内研修等における活用を推進**
 > **幼児教育施設間のピア評価や第三者評価を通じた教育の質の見える化等を推進**

※NIERセンター：国立教育政策研究所幼児教育研究センター

4. EBPMの推進

・国・地方自治体において幼児教育政策について検討を行うに当たっては、**幼児教育の大規模縦断調査や諸外国の動向等の調査研究から得られたエビデンスを生かしながら検討を進めていくことが必要**。

※EBPM：証拠に基づく政策立案（Evidence-Based Policy Making）

令和7年度各教科等担当指導主事連絡協議会資料から抜粋

「幼保小の架け橋プログラム」の推進について

- 幼保小の架け橋期（5歳児から小学校1年生までの2年間）の教育の充実を図り、全ての子供に学びや生活の基盤を育む「幼保小の架け橋プログラム」を実施するため、文部科学省において、令和4年3月に、「**幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き（初版）**」と「**参考資料（初版）**」を作成
- 令和4年度から、「**全国的な架け橋期の教育の充実**」と「**モデル地域（19自治体）における先進事例の実践**」を並行して推進
- 各自治体において実施する「幼保小の架け橋プログラム」の取組は次のとおり
 - ・0歳から18歳の発達や学びの連続性を踏まえ、**5歳児のカリキュラムと小学校1年生のカリキュラムを一体的に捉え、地域の幼児教育と小学校教育の関係者が連携・協働して、カリキュラム・教育方法の充実・改善を促進**
 - ・3要領・指針、特に「**幼児期の終わりまでに育ってほしい姿**」の正しい理解を促し、教育方法の改善に生かしていくことができる手立てを普及
 - ・架け橋期に園の先生が行っている環境の構成や子供への関わりに関する工夫を見える化し、家庭や地域にも普及

地域における体制のイメージ

自治体：地域の全関係機関の参画による「幼保小の架け橋期のカリキュラム」の開発、実施、評価・改善

○架け橋期のカリキュラム開発会議

【構成員】

- ・幼稚園、保育所、認定こども園、小学校
- ・教育委員会、子育て担当部局
- ・教員等養成や研修に関わる大学や専門学校
- ・幼保小の関係団体 ・保護者や地域の関係者
- ・有識者 ・架け橋期のコーディネーター（有識者）

【取組内容】

- 手引きや参考資料を活用しつつ、**架け橋期のカリキュラムの開発**
- ・カリキュラムの実施に必要な研修、教材としての環境の活用等の開発
- ・持続的・発展的な架け橋期のカリキュラムに必要な支援
- ・国による架け橋期の教育の質保障の枠組みからの助言や各園・校の実践の検証結果を踏まえ改善

様々な立場から意見や事例（動画や画像を含む）を出し合って話し合う



	0歳~	5歳児	小学校1年生	小学校2年生~
共通の視点として考えられる項目例		4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3	
①期待する子供像				
②遊びや学びのプロセス				
③園で展開される活動/小学校の生活科を中心とした各教科等の単元構成等				
④指導上の配慮事項	先生の関わり		子供の学びや生活を豊かにする園の環境の構成・小学校の環境づくり等	
⑤子供の交流				
⑥家庭や地域との連携				

開発会議で開発する架け橋期のカリキュラムのイメージ

- ・架け橋期のカリキュラムを踏まえ、教育課程編成・指導計画作成、実施、改善
- ・各園・校において、接続をコーディネートする者の明確化
- ・持続的・発展的に実施する組織体制の構築

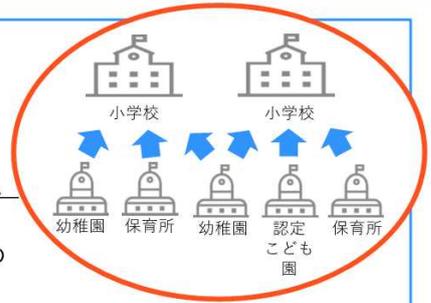


令和7年度各教科等担当指導主事連絡協議会資料から抜粋

幼児教育施設及び小学校における架け橋期の教育の充実について

1. 教育委員会の関わり

各幼児教育施設と小学校が、それぞれ複数の園や学校と個別に協議してカリキュラムを策定するとすると、過度な負担となることが懸念される。



地域で一体となって幼児教育施設と小学校の接続を進めるためには、教育委員会が主導的な役割を發揮することが必要。

(例)・小学校区を目安に幼児教育施設と小学校のグループをつくり、架け橋期のカリキュラムを策定するための協議の場を設定

・教育委員会が先導して、域内の幼児教育施設・小学校と協議しながらモデルカリキュラムを策定

幼児教育において育まれた資質・能力は小学校以降の生活や学習の基盤となることから、更なる幼児教育と小学校教育との円滑な接続の促進を図ることが必要。

2. 小学校との接続・連携に係る補助(小学校接続加算)

・子ども・子育て支援制度においては、子供の発達や学びの連続性を踏まえた小学校への円滑な接続を図るため、小学校との連携・接続に取り組む幼稚園・保育所・認定こども園に補助を行っているところ。(=小学校接続加算)

・架け橋期の教育の更なる充実を図るため、令和6年度から以下の取組等を行う施設への加算額を**317,130円**とした。

小学校と協働して、5歳児から小学校1年生の**2年間**(2年以上を含む。)の**カリキュラムを編成・実施していること**。
(なお、小学校との継続的な協議会の開催等により具体的な編成に着手していると認められる場合を含む。)

※ 幼児教育施設に対して卒園した幼児が入学する全ての小学校と連携することまで求めるものではありません。

詳細は【事務連絡】令和6年10月30日「幼児教育施設及び小学校における架け橋期の教育の充実について」を御確認ください。

令和7年度各教科等担当指導主事連絡協議会資料から抜粋

通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について



<調査概要>

調査目的	本調査により、通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒の実態と支援の状況を明らかにし、今後の施策の在り方等の検討の基礎資料とすることを目的。
調査対象地域・学校等	全国の公立の小学校・中学校・高等学校の通常の学級に在籍する児童生徒 ※高等学校は全日制又は定時制に在籍する1～3年生を対象 ・学校を市郡規模と学校規模で層化し、小学校・中学校・高等学校それぞれ600校を抽出 ・抽出された学校の各学年において、1学級を無作為抽出 ・抽出された学級において、原則、小学校・中学校においては10名(男女それぞれ5名ずつ)、高等学校は20名(男女それぞれ10名ずつ)を無作為抽出
回収数及び回収率	対象児童生徒数88,516人(小学校:35,963人,中学校:17,988人,高等学校:34,565人)のうち、74,919人回収(回収率84.6%)
調査回答者等	調査対象の学級担任等が記入し、特別支援教育コーディネーター又は教頭(副校長)のいずれかによる確認の後、校長の了解の下で回答。(学級担任等が判断に迷う場合には校内委員会や教務主任・教科担任などに相談可能)
質問項目	I. 児童生徒の困難の状況 学習面(「聞く」「話す」「読む」「書く」「計算する」「推論する」) 行動面(「不注意」「多動性-衝動性」「対人関係やこだわり等」) II. 児童生徒の受けている支援の状況

令和4年	小学校・中学校	高等学校 ^{※1}	(参考)過去の調査結果 ^{※2}	H24	H14
学習面又は行動面で著しい困難を示す	8.8%	2.2%	学習面又は行動面で著しい困難を示す	6.5%	6.3%
学習面で著しい困難を示す	6.5%	1.3%	学習面で著しい困難を示す	4.5%	4.5%
「聞く」又は「話す」に著しい困難を示す	2.5%	0.5%	「聞く」又は「話す」に著しい困難を示す	1.7%	1.1%
「読む」又は「書く」に著しい困難を示す	3.5%	0.6%	「読む」又は「書く」に著しい困難を示す	2.4%	2.5%
「計算する」又は「推論する」に著しい困難を示す	3.4%	0.6%	「計算する」又は「推論する」に著しい困難を示す	2.3%	2.8%
行動面で著しい困難を示す	4.7%	1.4%	行動面で著しい困難を示す	3.6%	2.9%
「不注意」又は「多動性-衝動性」の問題を著しく示す	4.0%	1.0%	「不注意」又は「多動性-衝動性」の問題を著しく示す	3.1%	2.5%
「不注意」の問題を著しく示す	3.6%	0.9%	「不注意」の問題を著しく示す	2.7%	1.1%
「多動性-衝動性」の問題を著しく示す	1.6%	0.2%	「多動性-衝動性」の問題を著しく示す	1.4%	2.3%
「対人関係やこだわり等」の問題を著しく示す	1.7%	0.5%	「対人関係やこだわり等」の問題を著しく示す	1.1%	0.8%
学習面と行動面ともに著しい困難を示す	2.3%	0.5%	学習面と行動面ともに著しい困難を示す	1.6%	1.2%

※ 本調査は、学級担任等による回答に基づくもので、発達障害の専門家チームによる判断や医師による診断によるものではない。従って、本調査の結果は、発達障害のある児童生徒数の割合を示すものではなく、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の割合を示すことに留意する必要がある。

※1 高等学校については令和4年のみ調査。 ※2 平成14年調査及び平成24年調査は、小学校・中学校のデータ。

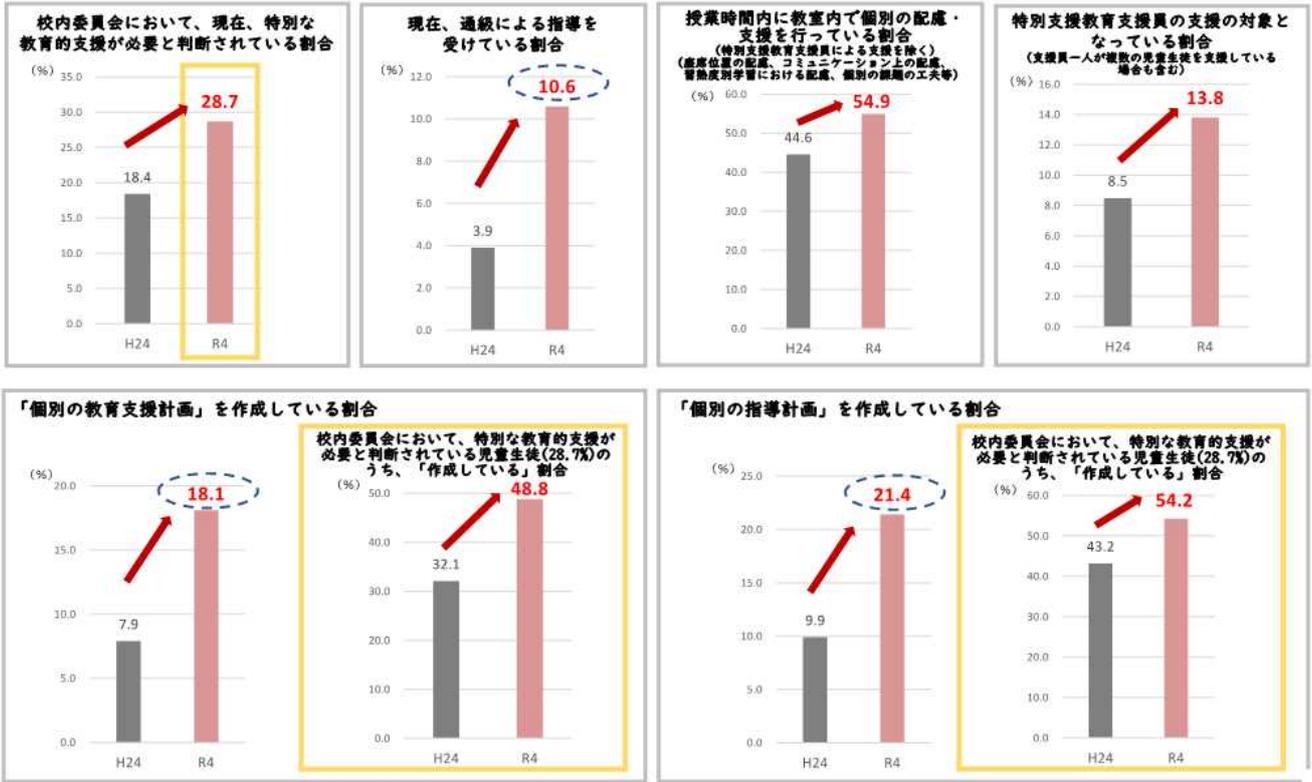


令和7年度各教科等担当指導主事連絡協議会資料から抜粋

通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について



II. 質問項目に対して学級担任等が回答した内容から「学習面又は行動面で著しい困難を示す」とされた児童生徒(小学校・中学校: 8.8%)の受けている支援の状況 (平成14年調査では調査していないためデータなし)



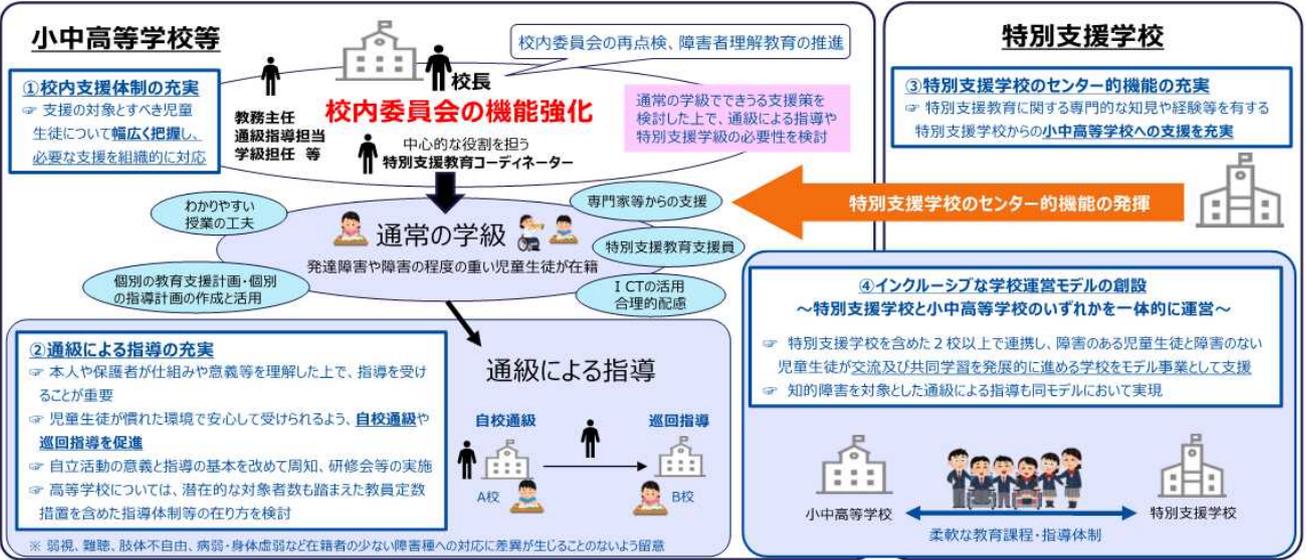
令和6年度各教科等担当指導主事連絡協議会資料から抜粋

通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議報告(概要)



現状・課題

- 学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒：小中学校8.8% 高等学校2.2% ⇒ 全ての学級に特別な教育的支援が必要な児童生徒が在籍している可能性
うち、校内委員会で支援が必要と判断：小中学校28.7% 高等学校20.3% ⇒ 校内委員会の機能が十分に発揮されていない
- 他校通級は、小学校では約3割、中学校では約2割 ⇒ 児童生徒や保護者の送迎等の負担
高等学校において、通級による指導が必要と判断された生徒が受けられていない実態がある ⇒ 実施体制が不十分
- 障害の程度が重い児童生徒が通常の学級に在籍（就学先決定にあたり本人・保護者の意見を最大限尊重）⇒ より専門的な支援が必要
- 令和4年9月9日障害者権利委員会の勧告 ⇒ 障害のある子供と障害のない子供が可能な限り同じ場で共に学ぶための環境整備の推進が必要



- ◆ 上記取組とあわせて、令和4年3月の検討会議報告を踏まえた特別支援教育を担当する教師等の専門性の向上を図るため、各自治体における令和6年度からの実現に向けた取組を促進させる。
- ◆ 障害のある児童生徒が自己理解を通じ自己肯定感を高め、自立し、社会の一員として活躍するために必要な基礎となる能力や態度を育てるキャリア教育の推進。
- ◆ 国においては、連続性のあふる多様な学びの場の一層の充実・整備を進め、本報告に示した具体的な方向性を踏まえた関連施策等の充実にも努め、各自治体や学校における取組について、必要な助言等を行いつつ、教師の働き方改革にも留意しながらその進捗状況等についてフォローアップを実施。

令和7年度各教科等担当指導主事連絡協議会資料から抜粋

学習指導要領「総則」での記載

生徒指導の充実

- 児童生徒が、自己の存在感を実感しながら、よりよい人間関係を形成し、有意義で充実した学校生活を送る中で、現在及び将来における自己実現を図っていくことができるよう、児童生徒理解を深め、**学習指導と関連付けながら、生徒指導の充実を図ること。**

“授業は全ての児童生徒を対象とした発達支持的生徒指導の場”

- 学習指導の目的を達成する上で、また生徒指導の目的を達成し、生徒指導上の諸課題を生まないためにも、**教育課程における生徒指導の働きかけが欠かせない。**
- 教育課程の編成や実施に当たっては、**学習指導と生徒指導を分けて考えるのではなく、相互に関連付けながら、どうすれば両者の充実を図ることができるのか、学校の教育目標を実現できるのかを探ることが重要。**

生徒指導の実践上の視点

- ✓ 自己存在感の感受を促進する授業づくり
- ✓ 共感的な人間関係の育成する授業
- ✓ 自己決定の場を提供する授業づくり
- ✓ 安全・安心な「居場所づくり」に配慮した授業

学習指導

全ての子どもたちが自らの可能性を発揮できるように「個別最適な学び」と「協働的な学び」を実現

生徒指導

「社会の中で自分らしく生きることができる存在への児童生徒が、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える」

不登校児童生徒への配慮

- 不登校児童生徒については、保護者や関係機関と連携を図り、心理や福祉の専門家の助言又は援助を得ながら、**社会的自立**を目指す観点から、**個々の児童生徒の実態に応じた情報の提供その他の必要な支援**を行うものとする。
- 相当の期間小学校・中学校・高等学校を欠席し引き続き欠席すると認められる児童生徒を対象として、文部科学大臣が認める特別の教育課程を編成する場合には、**児童生徒の実態に配慮した教育課程を編成**するとともに、**個別学習やグループ別学習など指導方法や指導体制の工夫改善**に努めるものとする。

- 不登校に関する発達支持的生徒指導としての「**魅力ある学校づくり**」を進めると同時に、課題予防的・困難課題対応的生徒指導については、不登校の原因・背景が多岐にわたることを踏まえた上で適切にアセスメントを行い、支援の目標や方針を定め、多職種の専門家や関係機関とも連携・協働しながら「**社会に開かれたチーム学校**」としての生徒指導体制に基づいて、**個々の児童生徒の状況に応じた具体的な支援を展開していくことが重要。**

令和7年度各教科等担当指導主事連絡協議会資料から抜粋

教科の指導と生徒指導の一体化

生徒指導の実践上の視点を意識した実践

✓ 自己存在感の感受を促進する授業づくり

- 授業において、児童生徒が「自分も一人の人間として大切にされている」と感じ、自己肯定感や自己有用感を育む工夫が求められる。
- 児童生徒の多様な学習の状況や興味・関心に柔軟に応じることにより、「**どの児童生徒も分かる授業**」、「**どの児童生徒にとっても面白い授業**」になるよう創意工夫することが必要。

✓ 共感的な人間関係の育成する授業

- 共感的な人間関係を育成する観点からは、**授業において、互いに認め合い・励まし合い・支え合える学習集団づくりを促進していくことが大切。**
- 例えば、児童生徒がお互いに、自分の得意なところを発表し合う機会を提供する授業づくりや、発表や課題提出において、失敗を恐れない、間違いやできないことが笑われない、むしろ、なぜそう思ったのかという児童生徒の考えについて児童生徒同士がお互いに関心を抱き合う授業づくりが求められる。

✓ 自己決定の場を提供する授業づくり

- 教員は、児童生徒に意見発表の場を提供したり、児童生徒間の対話や議論の機会を設けたり、児童生徒が協力して調べ学習をする、実験する、発表する、作品を作る、演じるなどの取組を積極的に進めたりして、**児童生徒の学びを促進するファシリテーターとしての役割を果たすことも重要。**

✓ 安全・安心な「居場所づくり」に配慮した授業

- 授業において、**児童生徒の個性が尊重され、安全かつ安心して学習できるように配慮**することも不可欠。
- 一人一人の児童生徒が安全・安心に学べるように学級・ホームルーム集団が児童生徒の「(心の)居場所」になることが望まれる。

令和7年度各教科等担当指導主事連絡協議会資料から抜粋

学習指導要領「総則」での記載

生徒指導の充実

- 児童生徒が、自己の存在感を実感しながら、よりよい人間関係を形成し、有意義で充実した学校生活を送る中で、現在及び将来における自己実現を図っていくことができるよう、児童生徒理解を深め、**学習指導と関連付けながら、生徒指導の充実を図ること。**

“授業は全ての児童生徒を対象とした発達支持的生徒指導の場”

- 学習指導の目的を達成する上で、また生徒指導の目的を達成し、生徒指導上の諸課題を生まないためにも、**教育課程における生徒指導の働きかけが欠かせない。**
- 教育課程の編成や実施に当たっては、**学習指導と生徒指導を分けて考えるのではなく、相互に関連付けながら、どうすれば両者の充実を図ることができるのか、学校の教育目標を実現できるのかを探ることが重要。**

生徒指導の実践上の視点

- ✓ 自己存在感の感受を促進する授業づくり
- ✓ 共感的な人間関係の育成する授業
- ✓ 自己決定の場を提供する授業づくり
- ✓ 安全・安心な「居場所づくり」に配慮した授業

学習指導

全ての子どもたちが自らの可能性を発揮できるように「個別最適な学び」と「協働的な学び」を実現

生徒指導

「社会の中で自分らしく生きることができ存在への児童生徒が、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える」

不登校児童生徒への配慮

- 不登校児童生徒については、保護者や関係機関と連携を図り、心理や福祉の専門家の助言又は援助を得ながら、**社会的自立を目指す観点から、個々の児童生徒の実態に応じた情報の提供その他の必要な支援**を行うものとする。
- 相当の期間小学校・中学校・高等学校を欠席し引き続き欠席すると認められる児童生徒を対象として、文部科学大臣が認める特別の教育課程を編成する場合には、**児童生徒の実態に配慮した教育課程を編成**するとともに、**個別学習やグループ別学習など指導方法や指導体制の工夫改善**に努めるものとする。

- 不登校に関する発達支持的生徒指導としての**「魅力ある学校づくり」**を進めると同時に、課題予防的・困難課題対応的生徒指導については、不登校の原因・背景が多岐にわたることを踏まえた上で適切にアセスメントを行い、支援の目標や方針を定め、多職種の専門家や関係機関とも連携・協働しながら**「社会に開かれたチーム学校」**としての生徒指導体制に基づいて、**個々の児童生徒の状況に応じた具体的な支援を展開していくことが重要。**

令和7年度 学習指導要領の実施を受けて

■ 第4期「香川県教育基本計画」の推進

I 計画策定の趣旨

香川県教育委員会では、平成17年3月に「夢に向かってチャレンジする人づくり」を基本理念とする「香川県教育基本計画」を策定して以来、香川型指導體制の推進や教員の指導力の向上などに取り組んできました。

少子高齢化や人口減少、グローバル化の進展、Society5.0時代の到来など子どもを取り巻く社会状況が急激に変化しており、これからの時代を生き抜くために必要とされる資質・能力を育成する施策を着実に実施することが必要です。そこで、教育におけるICTの活用など新たな教育課題への対応や、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の中で再認識された学校の役割や課題を踏まえた施策も盛り込み、令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間とする第4期「香川県教育基本計画」を策定しました。

II 本県の教育の基本理念

郷土を愛し 夢と志を持って 自ら学び 歩み続ける人づくり

～自立・協働・創造を支える香川の教育～

香川の自然や歴史、伝統、文化、産業などへの理解を深めることで、子どもたちの郷土への愛着や誇りを育み、香川で育ったことを人生のゆるぎない礎として、どこで生きようとも、郷土の発展に思いをはせるとともに、人生100年時代を見据え、自分の良さや可能性を見出し、夢と志を持って、生涯にわたって学び、歩み続ける人を、学校をはじめ家庭や地域と連携・協力しながら育成していきます。

また、これからの香川の教育では、子どもたち一人ひとりが多様な個性や能力をのびし、充実した人生を主体的に切り拓いていく「自立」と、個人や社会の多様性を尊重し、それぞれの強みを生かして、共に支え合い、高め合い、社会に積極的に参画する「協働」、そして自立と協働を通じて、社会の新しい価値や自らの未来を「創造」する力を育めるよう、学校、家庭、地域が一体となり、その学びと成長を支えていきます。

III 本県教育の7つの重点項目と35の施策体系

1 学力の育成

確かな学力の育成と個に応じた教育の推進

- ① 確かな学力の育成
- ② 読解力の育成
- ③ ICTを活用した教育の推進
- ④ 小・中・高等学校を通じた外国語教育の推進
- ⑤ 幼児期の教育の推進
- ⑥ 特別支援教育の推進
- ⑦ 校種間連携の推進

2 心の育成

○豊かな心、多様性を尊重する心の育成

- ① 道徳教育の充実
- ② 自己肯定感・自己有用感の育成
- ③ 豊かな感性や情操の育成
- ④ 人権・同和教育の推進

○共感的理解に基づく生徒指導の充実

- ① いじめや暴力の未然防止
- ② 不登校児童生徒への支援
- ③ インターネットの適正利用とネット・ゲーム依存予防対策の推進

3 体の育成

○未来を支える健やかな体づくりの推進

- ① 体力づくりの推進 ② 健康教育の推進 ③ 食育の推進

4 郷土を愛し、郷土を支える人材の育成

○郷土を支える教育の推進

- ① 郷土に誇りを持つ教育の推進 ② 社会に参画する力の育成 ③ キャリア教育の推進

○地域を担うグローバル人材の育成

- ① グローバル人材の育成 ② 課題解決能力の育成

5 安全・安心で、魅力あふれる学校づくり

○安全で安心できる学校づくり

- ① 学校の安全・安心の強化 ② 学校施設等の整備、充実 ③ 学びのセーフティネットの構築

○教職員の資質・能力の向上

- ① 優れた教職員の確保と資質・能力の向上 ② 学校における働き方改革の推進

○信頼され魅力ある学校づくり

- ① 地域と協働する学校づくりの推進 ② 学校の特色化・魅力化の推進

6 家庭や地域での学びの環境づくり

○家庭・地域の教育力の向上

- ① 家庭の教育力の向上 ② 地域の教育力の向上

○いつでも学べる環境づくり

- ① 子どもが読書に親しめる環境づくり ② 生涯学べる環境づくり

7 スポーツの振興

○多様なスポーツ環境づくり

- ① 生涯にわたりスポーツに親しむことができる環境づくり

○スポーツ競技力の向上

- ① トップアスリートをめざし、競技力を高めることができる環境づくり

数値目標一覧

番号	指標	現状	令和7年度の目標
1 学力の育成			
1	「授業の内容がよく分かる/だいたい分かる」と回答した児童生徒の割合	小学校5年生 73.1%	小学校5年生 77%
2	全国学力・学習状況調査における正答率40%未満の児童生徒の割合の全国平均との差	中学校2年生 59.5%	中学校2年生 65%
3	「読書は好きですか」との質問に、「好き」または「どちらかといえば好き」と回答した児童生徒の割合	小学校6年生 -1.8pt 中学校3年生 0.0pt (R元年度)	小学校6年生 -2.4pt 中学校3年生 -0.6pt
4	授業中にICTを活用して指導することができる教員の割合	小学校5年生 79.7%	小学校5年生 82%
		中学校2年生 74.0%	中学校2年生 75%
		小学校 68.8%	小学校 100%
		中学校 59.2%	中学校 100%
		高校 85.4%	高校 100%
		特別支援学校 70.5%	特別支援学校 100%
		(R元年度)	
5	「英語の授業では、生徒同士で英語で問答したり意見を述べ合ったりする活動が行われていたと思いますか」との質問に「当てはまる」または「どちらかといえば、当てはまる」と回答した生徒の割合	中学校 75.8%	中学校 80%
		(R元年度)	
6	幼小の円滑な接続に向け、接続期のカリキュラムを検討する研修会に参加した幼稚園の割合	20.5%	80%
7	通常の学級に在籍する、障害のある児童生徒などのうち、特別な支援を必要とする児童生徒※の中で、「個別の指導計画」が作成されている割合 ※通級による指導対象者を除く	小学校 37.3%	小学校 60%
		中学校 11.0%	中学校 50%
8	異校種の児童生徒を対象とした交流事業を行っている県立高校の割合	24.1%	50%
2 心の育成			
9	「人の気持ちが分かる人間になりたいと思いますか」との質問に、「思う」と回答した児童生徒の割合	小学校5年生 77.2%	現状を上回る水準
		中学校2年生 76.1%	

10	「自分には、よいところがあると思いますか。」との質問に、「思う」または「どちらかと言えば思う」と回答した児童生徒の割合	小学校5年生 71.2% 中学校2年生 66.4%	小学校5年生 72% 中学校2年生 67%
11	「本（教科書や参考書、漫画や雑誌は除く）を読んだり借りたりするために、学校図書館・学校図書室や地域の図書館にどれくらい行きますか」との質問に、月に1～3回以上と回答した児童生徒の割合	小学校5年生 71.9% 中学校2年生 33.1%	小学校5年生 76% 中学校2年生 38%
12	人権・同和教育教職員ハンドブックを活用して校内研修を行った学校の割合	50.8%	100%
13	「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思いますか」との質問に、「思う」と回答した児童生徒の割合	小学校5年生 86.9% 中学校2年生 82.5%	現状を上回る水準
14	「学校に行くのは楽しいと思う。」に「思う」または「どちらかと言えば思う」と回答した児童生徒の割合	小学校5年生 80.3% 中学校2年生 76.5%	小学校5年生 83.0% 中学校2年生 82.3%
15	「携帯電話やスマートフォン、ゲーム機などを使う場合、家の人と決めた使用ルールを守っていますか」との質問に、「守っている」または「どちらかといえば守っている」と回答した児童生徒の割合	小学校5年生 72.5% 中学校2年生 60.6%	小学校5年生 75% 中学校2年生 66%
3 体の育成			
16	全国体力・運動能力調査の体力合計得点の全国順位の平均	27位（R元年度）	20位以内
17	肥満傾向児童生徒の出現率の平均（各校種の出現率5年間平均）	小学校 7.76% 中学校 9.27% 高校 10.11% (H28～R2年度平均)	現状からの減少
18	栄養教諭・学校栄養職員による教科等における食に関する指導を行っている割合	小学校 96.0% 中学校 79.1%	小学校 100% 中学校 100%
4 郷土を愛し、郷土を支える人材の育成			
19	「今住んでいる地域（香川県）の歴史や自然、産業について関心がありますか。」との質問に、「ある」または「どちらかといえばある」と回答した児童生徒の割合	小学校5年生 66.4% 中学校2年生 44.3%	小学校5年生 68.7% 中学校2年生 53.2%
20	外部の関係機関から講師を招へいして主権者教育や消費者教育、金融教育等の取組みを行っている県立高校の割合	62.1%	100%
21	「総合的な探究の時間」や「課題研究」の授業などで、地元の自治体や大学、企業等と連携した取組みを行っている県立高校の割合	79.3%	100%
22	生徒が英語を用いた言語活動を、授業の半分以上において行っている公立高校の教員の割合	69.3%（R元年度）	80%
23	課題解決型学習の推進に向けての校内研修を実施している県立高校の割合	34.5%	100%
5 安全・安心で、魅力あふれる学校づくり			
24	学校安全に関する外部の専門家や学校教育の専門家との連携を図るなど、学校安全計画や避難訓練等を外部有識者がチェック・助言する体制が整備されている学校の割合	41.6% (H30年度)	60%
25	県立学校におけるトイレの洋式化の割合	県立中学・高校60.6% 特別支援学校 81.4%	県立中学・高校 65% 特別支援学校 85%
26	経済的な理由で修学が困難な生徒等に対する奨学金の貸与	—	着実な実施
27	「授業の内容がよく分かる/だいたい分かる」と回答した児童生徒の割合【再掲】	小学校5年生 73.1% 中学校2年生 59.5%	小学校5年生 77% 中学校2年生 65%
28	県立学校教職員の年次休暇の年間取得日数	9.1日	15日以上
29	「地域学校協働本部やコミュニティ・スクールなどの仕組みを生かして、保護者や地域の人との協働による活動を行いましたか」との質問に「よく行った」または「どちらかといえば、行った」と回答した学校の割合	小学校 78.6% 中学校 63.2% (R元年度)	小学校 83% 中学校 68%
30	探究発表会（相当以上の発表会）に参加した県立高校数	14校	19校
6 家庭や地域での学びの環境づくり			
31	保護者学習会への「さぬきっ子安全安心ネット指導員」の派遣数（年度）	25回	75回
32	「地域学校協働本部やコミュニティ・スクールなどの仕組みを生かして、保護者や地域の人との協働による活動を行いましたか」との質問に「よく行った」または「どちらかといえば、行った」と回答した学校の割合【再掲】	小学校 78.6% 中学校 63.2% (R元年度)	小学校 83% 中学校 68%
33	親子読み聞かせ教室に参加した保護者の割合	61.2%	76%
34	県立図書館の利用者数	463,054人 (H29～R元年度平均)	480,000人
7 スポーツの振興			
35	成人の週1回以上のスポーツ実施率	54.9%（R元年度）	65%
36	オリンピック大会に出場した本県関係の選手数	2人 (過去5大会平均)	3人（R6年度）
37	国民体育大会男女総合成績	31位 (H27～R元年度平均)	20位台

■ 今年度の重点

一人一人の子どもに確かな学力を ～全教職員で～

多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく育成する「個別最適な学び」と、子どもたちの多様な個性を最大限に生かす「協働的な学び」の一体的な充実を図るために、「授業づくりの三訓」を心構えとし、全教職員で一人一人の子どもに確かな学力の育成と個に応じた教育を推進しましょう。

※「これからの『さめぎの教員』に求められる授業づくりの三訓と2つの柱（リーフレット）」

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/documents/28696/leaf.pdf>



「個別最適な学び」と「協働的な学び」一体的な充実

「個別最適な学び」の成果を「協働的な学び」に生かし、更にその成果を「個別最適な学び」に還元するなど、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実していくことが大切です。

「個別最適な学び」



「協働的な学び」

授業改善の視点

学習環境

子どもが、自ら学習を調整しながら学ぶことができるよう、ICTを活用するなど学習環境を工夫する。



学びがいのある課題設定

知的好奇心を喚起し、主体的に考える姿勢を育むことができるよう、子どもにとって学びがいのある課題となるよう工夫する。



自己選択・自己決定

個々の子どもにとって最適な学びとなるよう、学習教材や問題、解決方法、学習形態など、多様な自己選択・自己決定の場を工夫する。



学びの過程の振り返り

子どもが、自身の伸びを実感したり、見通しをもったりできるよう、振り返りの目的を確認したり、振り返りの内容やタイミングを工夫したりする。

授業づくりの三訓 ～授業改善の際の教師の心構え～

しかけて待つ	語らせつないで	認め励ます
<p>子どもが「なんで?」「どうして?」と疑問を抱くような導入が考えられます。その際、どのようなしかけが必要ですか。しかけた後、子どもの反応を見ながら、待つ姿勢を大切にしましょう。</p>	<p>子どもが協働的な学びを進めるために、どのように発問し、どのような学習環境を整えますか。子どもが語り合い、協働的に学習に臨めるようにファシリテートしましょう。</p> 	<p>目に見える、見えないにかかわらず、子どもが努力したことを捉えて、どのように関わりますか。授業を通して子どもの自己有用感を高め、次の学習への意欲付けにつなげましょう。</p>

豊かな人間性 ～全教職員で～

「さぬきの教員 かかわりの三訓」を児童生徒へのかかわりの基本姿勢とし、児童生徒の自己有用感の育成を目指した取組を全教職員で推進していきましょう。

「さぬきの教員 かかわりの三訓」による共通実践

一 共感的に受け止め

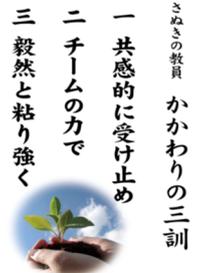
- 児童生徒の話を、寄り添う姿勢で最後まで聴く。
CHECK! 一人一人の様子を見取りながら、ありのままの声を聴いていますか？

二 チームの力で

- 一人の児童生徒により多くの教職員がかかわる。
CHECK! 全教職員がそれぞれの役割を意識し、組織的に実践できていますか？

三 毅然と粘り強く

- 学校の教育目標に照らして、一貫した指導をする。
CHECK! 目指す児童生徒の姿を意識し、見通しをもって、粘り強くかかわることができていますか？



CHECK! の詳細については、①～③の資料を参照（県教委HPに掲載）①

- ① 「子どもは待っています 先生のあたたかい手を」
- ② 「ありのままの自分でいられる学級をどの子にも」
- ③ 「自己有用感を高める3つの視点」



②



③



児童生徒同士の「絆」づくりのために

- 見通しと振り返りの場を保障する。

期待する子どもの姿

例) 「これまで、みんなで築いてきた学級や学校の雰囲気をさらによくしていこう。」
「あの時、私は〇〇さんに励まされ、支えられたからこそ、今の自分がある。」

- 成長を信じて、任せる。

期待する子どもの姿

例) 「初めて自分たちの力だけで、最後までやり遂げることができた。」
「意見が分かれても、納得するまでみんなと話し合えた。」

- 過程を認める。

期待する子どもの姿

例) 「〇〇さんの意見は、私たちの気持ちが変わるきっかけになった。」
「自分の考えを話し合いに生かすことができてうれしかった。」



■ 令和7年度 香川県教育施策の概要（主に学力関連）

I 香川型指導体制

新学習指導要領の円滑な実施や児童生徒の問題行動など、学校が直面する諸課題に積極的に対応し、すべての児童生徒の学力向上に向けた指導の充実を図ることを目指し、小・中学校における35人学級の実施、小学校における教科担任制の拡充の2つの柱からなる本県独自の指導体制として実施している。

1 小・中学校における35人学級の実施

小学校と中学校の全学年で35人学級を実施する。

小学校全年生は、義務標準法に基づき、編制基準が35人である。

中学校においても、全学年で本県の編制基準を35人とし、定数配置する。

2 小学校における教科担任制の拡充

小学校において、児童の意欲・関心を高めたり理解を深めたりできるよう、専門性の高い指導や授業の質の向上を図るために、3～4教科において、高学年は週8時間程度、中学年は週4時間程度、専科担当教員による専門的な指導に必要な加配措置をする。

加えて、学級経営の安定を図り、学力向上の基盤となる生活規律や学習習慣の指導の徹底や基礎学力の定着を図る指導の充実のため、特別な支援を要する児童生徒や生徒指導上の課題のある児童生徒への対応等についても充実を図る。

○ 少人数指導…………… 小学校の4教科、中学校の5教科を対象とし、学校が実情に応じて、実施教科の選択や指導形態の工夫を行い、20数人程度の少人数指導等を実施できるようにする。

○ 特別支援学級支援・特別支援教育サポーター

…………… 主に、知的及び自閉・情緒学級において「1学級あたりの構成学年数」が多い等の、学級運営が困難な学校に対し、授業者となる教員を加配し、適切な教育課程の編成に努める。

また、これまで配置していた専任特別支援コーディネーターを「特別支援教育サポーター」と名称を変更し、保護者との信頼関係の構築や学校内の関係者や福祉、医療等の関係機関との連絡調整を行うことで、校内体制を整備するとともに、特別支援教育のサポート体制の充実を図り、組織的な対応により特別支援に関する課題の解決を図る。

○ 生徒指導対応…………… 小・中学校での問題行動多発化に見られる荒れ等に対応し、円滑な授業実施のため、学年・学校全体に日常的に関わる教員を配置し、組織体制による指導を実施できるようにする。

II さぬきっ子学力向上事業

1 学力調査等

○ 県学習状況調査実施事業（小学校5年生、中学校2年生）

目 的…………… 県内の児童生徒の学力や学習状況をきめ細かく把握し、指導方法の工夫・改善に役立てるとともに、児童生徒の理解の程度に基づく個に応じた指導などを実施する契機とする。

時 期…………… 小学校：10月28日～11月7日までの期間で学校の都合のよい日
中学校：11月4日～11月13日までの期間で学校の都合のよい日

学習状況調査実施に係る説明会

令和7年 9月 30日 (火) 西部管内小中学校：オンライン

令和7年 10月 2日 (木) 県立・国立・東部管内小中学校：オンライン

授業改善に向けての協議会

令和8年 1月 23日 (金) 中学校：県教育センター

令和8年 1月 30日 (金) 小学校：県教育センター

2 学校力向上事業

(1) 学力向上モデル校事業（先導的な研究推進）

先導的に学力向上の研究に取り組む学校・園をモデル校（地区）として指定し、その成果の普及を図ることで、県内小中学校の教育力を高め、児童生徒の確かな学力の向上に資する。

- ・「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現推進モデル校
- ・「読解力」向上推進モデル校
- ・外国語教育推進モデル校におけるオンライン国際交流推進事業
- ・幼小連携モデル地区（1地区）

(2) 香川の教育づくり発表会

先導的な研究に取り組むモデル校及び積極的に自校の研究を発表する学校等が、研究内容や成果について発表を行い、今後の各幼稚園・こども園、小・中学校、特別支援学校の指導の一層の充実を図る。

日 時：令和7年12月25日（木）

場 所：アイレックス

発表校：県内モデル校等約20校程度

内 容：研究成果等の発表及び意見交換

3 教員の学習指導と学級経営力向上事業

(1) 総合授業力リーダーによる授業公開等

小・中学校の各教科及び道徳において優れた指導技術を持つ教員に総合授業力リーダーを委嘱し、各自年1回程度、授業公開と討議会を実施することを通して、参観する教員の授業力向上に役立てる。令和7年度は、全17本授業を公開するとともに、令和3～5年度に撮影した全24本の動画を教員研修で活用できる授業アーカイブとして公開する。

総合授業力リーダー連絡協議会 令和7年7月8日（火）、9日（水） 対面開催

(2) 学校教育力向上支援事業（さめき学びの支援隊）

退職教職員の優れた能力を活用することにより、小中学校教職員の実践的指導力や職務遂行能力の向上等を図るため、各小中学校からの要請により退職教職員を学校に派遣する。

(3) せとうち先生スキルアップチャンネル事業

効率的かつ効果的に研修ができる機会を確保し、若年教員の指導力を向上させるため、県教育委員会HPに「せとうち先生スキルアップチャンネル」の開設を行い、研修動画を公開する。

4 子どもの学ぶ姿勢を育む事業

(1) 科学の甲子園ジュニア

理数系の競技に協働して取り組むことを通じて、中学生が科学の楽しさ、面白さを知るとともに、科学を学ぶことの意義を実感できる場を提供することで、優れた人材の育成を目的とする。

第13回 科学の甲子園ジュニア 香川県大会 令和7年8月24日(日) 県教育センター
〃 全国大会 令和7年12月12日(金)～14日(日) 兵庫県立武道館

Ⅲ 全国学力・学習状況調査の実施及び結果活用

1 実施の対象・調査内容

- ・令和7年4月17日(木)(中学校理科は14～17日)
- ・対象学年(小6、中3)の全児童生徒を対象とした悉皆調査により、すべての市町村・学校等の状況を把握する。
- ・調査対象・事項……小学校6年生：国語・算数、質問紙調査
中学校3年生：国語・数学・理科、質問紙調査

2 結果活用

国から提供された調査結果をもとに、教育センターが本県の課題や指導方法等の改善策を「報告書」として示すとともに、各学校が自校のデータを表やグラフで表示できる「活用ツール」を提供する。

3 全国学力・学習状況調査の調査結果を踏まえた学習指導の改善・充実に向けた協議会

全国学力・学習状況調査の調査結果を踏まえ、各学校が学習指導の改善・充実を図る際の参考となるよう、学習指導の改善・充実に向けて協議を行う。本年度は国語について実施する予定。

Ⅳ 研究指定校事業等

1 教育課程特例校【R7指定市町】

- ・直島町 小：第1・2学年において「外国語活動」を実施
第3～6学年において「外国語」を実施
中：「外国語」の時数を増加して実施
- ・宇多津町 中：「オールイングリッシュの授業を実施」
- ・東かがわ市 小：第1～6学年において「英語科」を実施

2 NIE教育推進事業

子どもに新聞教材の活用を通して必要とされる情報活用能力や、変化が激しい社会において自ら判断し行動できる資質・能力を育成する。

香川県就学前教育振興指針

めざす子どもの姿

心いっぱい、体いっぱい 遊びこむ子ども
保育者の役割

一人一人の子どもの確かな理解に基づいた
 適切な環境を整え、子どもの学びを支える保育者
重点方針

かかわる つながる ささえる



かがわ幼児教育支援センター

(令和5年4月
 義務教育課内に設置)

義務教育課・県総務学事課・県子ども政策課の職員と、非常勤の幼児教育
 スーパーバイザーで構成。保育者の専門性の向上等の取組を一体的に推進
 することで、幼児教育推進体制を強化する。

【所掌業務】

- ・ 就学前教育施設を対象とする訪問・指導や職員研修に関すること
- ・ 市町及び就学前教育施設への情報提供等に関すること
- ・ 市町と連携した就学前教育と小学校教育との接続に関すること
- ・ 就学前教育に係る課題等についての調査・研究に関すること 等

就学前教育サポート事業

就学前教育の質の向上を図るため、幼稚園教諭、保育士、保育教諭に対する
 研修の一元化を進めるとともに、就学前教育施設(幼稚園、保育所、認定こ
 も園)に幼児教育スーパーバイザーを派遣し、相談業務や指導・助言を行う。

【一元化している研修】

- 「幼児教育ミドルリーダー養成研修」 「幼児教育香川県研究協議会」
- 「幼・保・こ・小理解研修会」

幼児教育 スーパーバイザー 支援内容

- 園(所)内研修に関する内容
- 公開保育の参観と指導・助言
- 園経営に関する相談
- 若年保育者支援
- 小学校との連携推進
- その他、希望する内容



小学校教育との円滑な接続

【研修・研究】

- ・ 幼児教育長期研修 ・ 学力向上モデル校事業「幼・小連携実践研究」
- ・ 幼・保・こ・小理解研修会

【連携・接続のヒント～実践例から～】

- ・ “安心”をテーマとし、幼児教育での学びを生かしたスタートカリキュラム
- ・ 全職員で、子どもの姿を通して話し合う幼小職員合同研修
 (「育みたい資質・能力」「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の共有)
- ・ 互恵性のある連携 (例)幼小交流活動の見直し…“幼児を招待する”だけ
 でなく“幼児と児童がともに活動する”交流活動へ

ICTを活用した教育の推進

I 香川県学校教育情報化推進計画

ICTを適切かつ効果的に活用し デジタル社会を主体的に生きる人づくり

- 児童生徒が、ICTを受け身に捉えるのではなく、主体的に活用することで、より良い社会を創っていただける人材に育つことを目指す。
- そのために本県では、学校教育において児童生徒が日常的にICTを活用できる環境を整備し、教員が授業等での適切かつ効果的な活用することによって、児童生徒の主体的な活用を促し、未来の社会で生きていくために必要な資質・能力を育む。
- 令和5年度から令和7年度の3年間で計画期間とする。

- 基本方針**
- 方針1：ICTを活用した児童生徒の資質・能力の育成
 - 方針2：教職員のICT活用指導力の向上と人材の確保
 - 方針3：ICTを活用するための環境の整備
 - 方針4：ICT推進体制の整備と校務の改善

香川県学校教育情報化推進計画
全文



計画の数値目標一覧

番号	指標	現状 (令和6年度)	目標 (令和7年度)
1	学習の中でPC・タブレットなどのICT機器を使うのは、勉強の「役に立つと思う」又は「どちらかといえば、役に立つと思う」と回答した児童生徒の割合	小学校 93.4% 中学校 89.4% (R6年11月時点)	小学校 96.0% 中学校 94.0%
2	児童生徒一人一人に配備されたPC・タブレットなどのICT機器を、授業で「ほぼ毎日」活用していると回答した学校の割合	小学校 57.0% 中学校 39.1% (R6年4月時点) 高等学校 43.3% 特別支援学校 66.7% (R6年12月時点)	小学校 86.0% 中学校 78.6% 高等学校 52.4% 特別支援学校73.4%
3	授業中にICTを活用して指導することができる教員の割合	小学校 76.5% 中学校 65.7% 高等学校 85.4% 特別支援学校 79.9% (R6年3月時点)	小学校 100% 中学校 100% 高等学校 100% 特別支援学校100%
4	ICTを活用した校務の効率化(事務の軽減)に取り組んでいると回答した学校の割合 (「よく取り組んでいる」又は「どちらかといえば、取り組んでいる」と回答した学校の割合)	小学校 97.5% 中学校 97.2% (R6年11月時点) 高等学校 83.3% 特別支援学校 77.8% (R6年12月時点)	小学校 100% 中学校 100% 高等学校 100% 特別支援学校100%

II ICTを活用した教育の推進に向けた4つのポイント

令和5年12月末に策定した「香川県学校教育情報化推進計画」の趣旨を県下の教職員へ広く周知し、計画に基づく取組を各学校において加速させるため、今後の授業づくり等のポイントについてリーフレットにまとめた。(令和6年4月に配付済み)

- ④ 別最適な学びの充実
 - 1人1台端末が「文具」になっていますか？
- ⑤ 働的な学びの充実
 - ICTによる「アウトプット」が充実していますか？
- ⑥ 情報活用能力の育成
 - 情報教育を「計画的に」行っていますか？
- ⑦ 校務におけるICT活用
 - 「教職員自身」が日常的に活用していますか？

リーフレット
全文

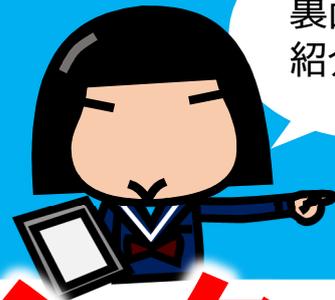


令和 主体的 働き方
 活用 対話的 ICT 一人一台端末
 香川県 授業改善 学び
 学校 オンライン研修 個別最適 教育相談
 GIGA 深い バストミックス DX
 現職教育 情報モラル 生徒指導



その課題、**AI**に聞く？

それとも



裏面でも
紹介

香川県教育センター

Webサイトで
情報発信中

教育ライブラリー
教科書センター

学校、研究会に
研修サポート

動画コンテンツ
オンライン研修

電話・メールで
研究相談

先生の教育相談
も可能



詳しくはWebサイトをチェック
<https://www.kagawa-edu.jp/educ01/>

香川県教育センター



Webサイトをチェックしてください▶▶▶



香川県教育センターは

自ら学び歩み続ける子どもを育てる学校・教職員をバックアップします。

調査研究報告等



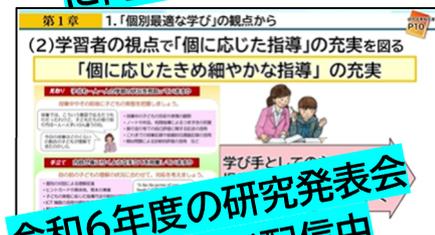
教師の出番

令和6年度
「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実に向けた調査研究報告書



ICT活用箱

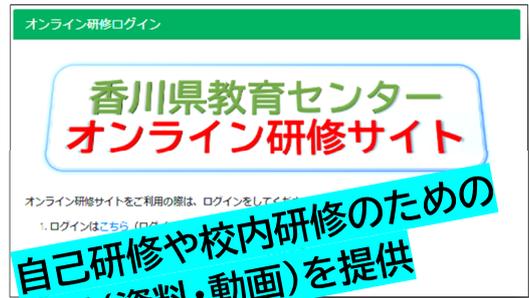
令和6年度
児童生徒が主体的にICTを活用して取り組む学習の充実に向けた調査研究発表冊子



令和6年度の研究発表会をオンデマンド配信中

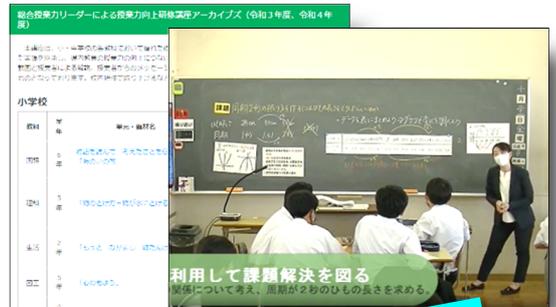
調査研究報告書や全国・県学調報告書等ダウンロード可能

オンライン研修サイト



自己研修や校内研修のための教材(資料・動画)を提供

授業力向上研修講座



総合授業リーダーによる授業力向上研修講座
15分の動画&指導案

研修サポート・研究相談



研修サポート

指導主事が学校に出向いて校内研修をサポート
電話・オンライン会議による研究相談も受付中

教育ライブラリー



平日+土曜日開室中
蔵書の検索が可能
ライブラリーだより発行中

これらのほかにも、公開講演の聴講申し込みや退職教員等を派遣する「さめき学びの支援隊」等の各事業に係る情報や申込書等を提供しています。教育に関する情報が必要な時は、Webサイトや直接お電話でご相談ください。

お問い合わせ先 香川県教育センター 087-813-0955(代表)



教育課程一般（総則）

I 改訂の要点

1 学校教育法施行規則改正の要点

各教科等の種類や授業時数等について、次のような改正を行った。

- (1) 小学校第3・4学年に「外国語活動」を、第5・6学年に「外国語科」を新設。
- (2) 小学校第3・4学年で新設する外国語活動に年間35単位時間、第5・6学年で新設する外国語科に年間70単位時間を充てる（第5・6学年の外国語活動は廃止）。
それに伴い小学校第3学年から第6学年で年間35単位時間増加。

2 前文の趣旨及び要点

- (1) 教育基本法に規定する教育の目的や目標の明記とこれからの学校に求められること。
- (2) 「社会に開かれた教育課程」の実現を目指すこと。
- (3) 学習指導要領を踏まえた創意工夫に基づく教育活動の充実。

3 総則改正の要点

- (1) 資質・能力の育成を目指す「主体的・対話的で深い学び」
 - 学校教育を通して育成を目指す資質・能力を「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」に再整理し、それらがバランスよく育まれるよう改善。
 - 言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力や、現代的諸課題に対応して求められる資質・能力を教科等横断的な視点に基づき育成されるよう改善。
 - 資質・能力の育成を目指し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善が推進されるよう改善。
 - 言語活動や体験活動、ICT等を活用した学習活動等を充実するよう改善するとともに、情報手段の基本的な操作の習得やプログラミング教育を新たに位置付け。

*プログラミング教育：

子供たちに、コンピュータに意図した処理を行うように指示することができるということを体験させながら、将来どのような職業に就くとしても、時代を超えて普遍的に求められる力としての「プログラミング的思考」などを育成するもの。

*プログラミング的思考：

自分が意図する一連の活動を実現するために、どのような動きの組み合わせが必要であり、一つ一つの動きに対応した記号を、どのように組み合わせたらいいのか、記号の組み合わせをどのように改善していけば、より意図した活動に近づくのか、といったことを論理的に考えていく力。

(2) カリキュラム・マネジメントの充実

- カリキュラム・マネジメントの実践により、校内研修の充実等が図られるよう章立てを改善。
- 児童生徒の実態等を踏まえて教育の内容や時間を配分し、授業改善や必要な人的・物的資源の確保などの創意工夫を行い、組織的・計画的な教育の質的向上を図るカリキュラム・マネジメントを推進するよう改善。

(3) 児童生徒の発達の支援、家庭や地域との連携・協働

- 児童生徒一人一人の発達を支える視点から、学級経営や生徒指導、キャリア教育の充実について明示。
- 障害のある児童生徒や海外から帰国した児童生徒、日本語の習得に困難のある児童生徒、不登校の児童生徒など、特別な配慮を必要とする児童生徒への指導と教育課程の関係について明示。
- 教育課程の実施に当たり、家庭や地域と連携・協働していくことを明示。

II 教育課程の編成・実施等のポイント

1 育成を目指す資質・能力（第1章第1の3）について

- 育成を目指す資質・能力を三つの柱で再整理することの意図。
 - ・ 経験年数の短い教師であっても、各教科等の指導を通して育成を目指す資質・能力を確実に捉えられるようにすること。
 - ・ 教科等横断的な視点で教育課程を編成・実施できるようにすること。
 - ・ 学校教育を通してどのような力を育むのかということを社会と共有すること。

2 カリキュラム・マネジメントの充実（第1章第1の4）について

- 児童生徒や学校、地域の実態を適切に把握すること。
 - ・ 各種調査結果やデータ等に基づき、児童生徒の姿や学校及び地域の現状を定期的に把握。
 - ・ 保護者や地域住民の意向等を的確に把握。
- カリキュラム・マネジメントの三つの側面を通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと。
 - ・ 教科等横断的な視点で教育の内容を編成する例については、学習指導要領解説総則編の付録を参照。
 - ・ 教育課程の評価や改善（PDCA）は、学校評価と関連付けながら実施。
 - ・ 学校運営協議会制度や地域学校協働活動等の推進により、教育課程を介して学校と地域がつながり、地域でどのような子供を育てるのかといった目標を共有。

3 学校段階等間の接続（第1章第2の4の(1)(2)）について

(1) 幼児期の教育との接続及び低学年における教育全体の充実

- 小学校においては、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を踏まえた指導を工夫。
- 小学校の入学当初における生活科を中心とした「スタートカリキュラム」の充実。

(2) 小学校教育、中学校教育、高等学校教育の接続

- 小学校と中学校の接続に際しては、義務教育の9年間を通して児童生徒に必要な資質・能力を育むことを目指した取組が求められる。具体的には、例えば同一中学校区内の小学校と中学校の間の連携を深めるため、次のような工夫が考えられる。
 - ・ 学校運営協議会や地域学校協働本部等の各種会議の合同開催を通じて、各学校で育成を目指す資質・能力や教育目標、それらに基づく教育課程編成の基本方針などを、学校、保護者、地域間で共有して改善を図ること。
 - ・ 校長・副校長・教頭の管理職の間で、各学校で育成を目指す資質・能力や教育目標、それらに基づく教育課程編成の基本方針などを共有し、改善を図ること。
 - ・ 教職員の合同研修会を開催し、地域で育成を目指す資質・能力を検討しながら、各教科等や各学年の指導の在り方を考えるなど、指導の改善を図ること。
 - ・ 同一中学校区内での保護者間の連携・交流を深め、取組の成果を共有していくこと。
- 中学校までの教育課程においては、生徒が履修する教育課程を選択することはないため、選択履修を行う高等学校への接続に関連して、生徒が適切な教科・科目を選択できるよう指導の充実を図ることが重要。

4 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善（第1章第3の1の(1)）について

- 授業改善を行うための三つの視点
 - ・ 学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しをもって粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「主体的な学び」が実現で

きているかという視点。

- ・ 子供同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める「対話的な学び」が実現できているかという視点。
- ・ 習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう「深い学び」が実現できているかという視点。

○ 思考・判断・表現の過程

- ・ 物事の中から問題を見だし、その問題を定義し解決の方向性を決定し、解決方法を探して計画を立て、結果を予測しながら実行し、振り返って次の問題発見・解決につなげていく過程。
- ・ 精査した情報を基に自分の考えを形成し表現したり、目的や状況等に応じて互いの考えを伝え合い、多様な考えを理解したり、集団としての考えを形成したりしていく過程。
- ・ 思いや考えを基に構想し、意味や価値を創造していく過程。

5 学習評価の充実（第1章第3の2の(1)）について

- これまでの4観点から、「知識・技能」、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」の3観点への整理を検討。
- 「知識」には、個別の事実的な知識のみではなく、それらが相互に関連付けられ、さらに社会の中で生きて働く知識となるものが含まれている点に留意。
- 「主体的に学習に取り組む態度」として観点別学習状況の評価（学習状況を分析的に捉える）を通じて見取ることができる部分と、観点別学習状況の評価や評定にはなじまず、こうした評価では示しきれないことから個人内評価（個人のよい点や可能性、進歩の状況について評価する）を通じて見取る部分がある。

「学びに向かう力・人間性等」に示された資質・能力には、感性や思いやりなど幅広いものが含まれるが、これらは観点別学習状況の評価になじむものではないことから、評価の観点としては学校教育法に示された「主体的に学習に取り組む態度」として設定し、感性や思いやり等については観点別学習状況の評価の対象外とすべきである。
(中央教育審議会答申)

6 特別な配慮を必要とする児童生徒への指導（第1章第4の2の(1)）について

(1) 障害のある児童生徒への指導

- 特別支援学級に在籍する児童生徒や通級による指導を受ける児童生徒については、個別の教育支援計画や個別の指導計画を全員について作成する。
- 通常の学級に在籍する障害のある児童生徒については、個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成に努める。

(2) 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒の指導

- 本人に対するきめ細かな指導とともに、他の児童生徒についても、互いの長所や特性を認め、広い視野をもって異文化を理解し共に生きていこうとする姿勢を育てるよう配慮。
- 日本語の習得に困難がある児童生徒に対し、日本語の能力に応じた特別の指導を行うための特別の教育課程を編成し、実施することが可能。

(3) 不登校児童生徒への配慮

- 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」第3条第2号及び第3号において、「不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援が行われるようにすること」、「不登校児童生徒が安心して教育を十分に受けられるよう、学校における環境の整備が図られるようにすること」と規定。

- 不登校児童生徒が悪いという根強い偏見を払拭し、学校・家庭・社会が不登校児童生徒に寄り添い共感的理解と受容の姿勢をもつことが、児童生徒の自己肯定感を高めるためにも重要。

- 不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思ったときに学べる環境を整えます。
 - ・ 不登校特例校の設置を促進 ・ 校内教育支援センターの設置を促進 など
 - 心の小さな SOS を見逃さず、「チーム学校」で支援します。
 - ・ 1人1台端末を活用した心や体調の変化の早期発見を推進 など
 - 学校の風土の「見える化」を通して、学校を「みんなが安心して学べる」場所にします。
 - ・ 学校で過ごす時間の中で最も長い「授業」を改善 など
- (文部科学省「COCOLOプラン」(令和5年3月)より抜粋)

Ⅲ 香川の新しい指導体制の在り方 —「個を活かす協働的な学び」の実現に向けた授業改善— (小中学校における新しい指導体制の在り方検討委員会、令和3年2月)

1 これまでの成果と課題

(1) 成果

- 教員による基礎・基本の定着を重視した丁寧な指導による「個に応じたきめ細かな指導」の確立。

(2) 課題

- 授業において教員が説明しすぎる傾向があり、児童生徒が受け身となり、自由な考えが生まれにくくなるおそれ。



「個に応じたきめ細かな指導」による基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得に加えて、「個を活かす協働的な学び」という視点にも軸足を置き、知識・技能を活用したり、多様な他者と協働しながら課題を解決したりして新たな価値を創造する力を身に付けることが大切

2 授業改善の方向性

(1) 個を活かす協働的な学び合い

- 興味・関心に応じた課題や、深める価値のある課題を設定し、多様性や協働性を発揮しながら課題解決へ。
- 成果の実感、自己肯定感や自尊意識の向上につなぐ。
- 協働的な学び合いの中で、個の学びが保障されることが重要。

(2) 学んだ知識・技能の活用

- 基本と応用・実践とを一体的なものとしてとらえ、両者を自由に往来できる学習が重要。
- 知識・技能の定着に多くの時間が取られ、知識・技能を活用する応用・実践の機会が不十分にならないように留意。

(3) フィードバック

- 自分の学習状況を見つめ、調整。
- 児童生徒相互のフィードバックや自己評価等の自分のフィードバックが有効。

道徳科部会（小・中学校）

I 道徳科における学習指導改善のポイントと課題

1 学習指導改善のポイント

○ 学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育及び道徳教育の要となる道徳科の授業の推進・充実

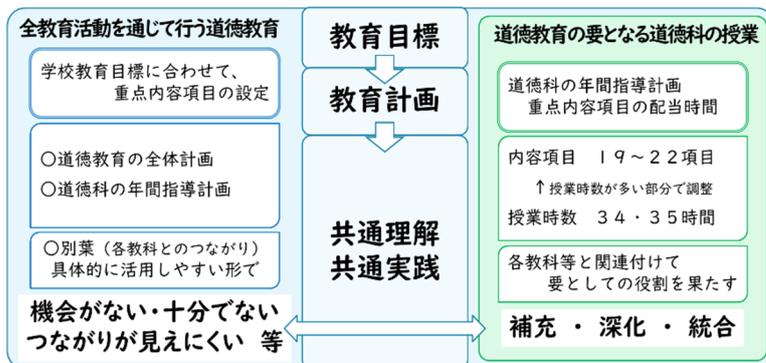
(1) カリキュラム・マネジメント

・学校が主体的に子どもや地域の実態など、様々な事項を的確に把握して育てたい子ども像を明確にもつ。そして、目標を設定し、計画を立てて、教職員が共通理解、共通実践できるようにする。

・学校教育目標に合わせて、各校の重点内容項目を設定する。そして、道徳教育の全体計画、道徳科の年間指導計画をつくっていく。

この道徳科の年間指導計画は、重点内容項目に合わせて配当時間が決められる。さらに、一般的には、道徳科と各教科、行事等の関連を時期ごとに整理した別葉の作成も指導要領には示されている。

・校長及び道徳教育推進教師のリーダーシップの下に学校の全教師による一貫性のある道徳教育が組織的に展開できる。また、年度の途中や学年会議等においても道徳教育の諸計画について確認したり、意見交換したりする機会を短時間でもよいのでこまめに設けることが大切である。



(2) 補充・深化・統合

全教育活動を通じて行う道徳教育の中では

補充 …… 機会が少ないから道徳科の授業で確実に扱う。

深化 …… 十分な指導ができず、心に届いていないから道徳科の授業でしっかり指導する。

統合 …… ばらばらなので、つながりを知り、より深く理解したり、発展させたりする。

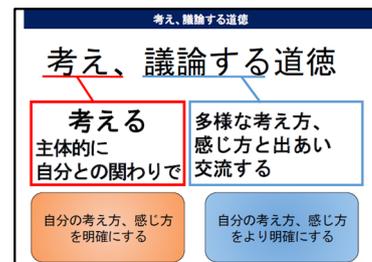
・各教科、(外国語活動)、総合的な学習の時間及び特別活動における道徳教育として取り扱う機会が十分でない内容項目に関わる指導を補うことや、児童生徒や学校の実態等を踏まえた指導をより一層深めること、内容項目の相互の関連を捉え直したり発展させたりすることに留意することで全教育活動を通じて行う道徳教育がより充実していく。

(3) 「考え、議論する道徳」への転換、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善

・よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を(広い視野から)多面的・多角的に考え、自己の(人間としての)生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。

・「答えが一つではない課題に子どもたちが道徳的に向き合い、考え、議論する」道徳教育への転換により児童生徒の道徳性を育む。

・道徳的価値、児童生徒の実態、教材の活用について教師が明確な指導の意図をもつことが大切である。



2 学習指導における課題

○ 自己の生き方についての考えを深める道徳科の授業

・主体的に自分との関わりで考える

児童生徒が自己の(人間としての)生き方についての考えを深めるためには、自分事として道徳的価値に向き合う必要がある。しかし、教材を読み、登場人物の置かれた立場を考える際に、登場人物の心情理解のみの学習活動で終わってしまうと、児童生徒は自分との関わりで道徳的価値をとらえることは難しい。また、主題やねらいの設定が不十分な単なる生活体験の話合い、望ましいと分かって

いることを言わせたり書かせたりすることに終始する授業では、生活場面での実践意識とつながりにくい。

- ・多様な考え方、感じ方と出会い交流する

他者と協働的に学ぶ機会を設定し、(広い視野から)多面的・多角的に考えることを経験させることで、他者理解につながる。ペアで考えを伝え合うことだけで終わるのではなく、多様な他者の考えに触れる機会を設定し、自分の考えとの差異を意識することで、その理由を主体的に質問して考えを深めることのできる学習活動が必要である。

II 課題の解決に向けて(指導の改善・充実)

○ 指導の改善・充実のポイント

(1) 自己の生き方についての考えを深める道徳科の授業につながる指導方法

- ・読み物教材の登場人物への自我関与が中心の学習

教材の登場人物の判断と心情を自分との関わりにおいて多面的・多角的に考えることを通し、道徳的価値の理解を深めること

- ・問題解決的な学習

児童生徒の考えの根拠を問う発問や、問題場面を自分に当てはめて考えてみることを促す発問などを通じて、問題場面における道徳的価値の意味を考えさせること

- ・道徳的行為に関する体験的な学習

疑似体験的な活動(役割演技など)を通して、実際の問題場面を実感を伴って理解することで、様々な問題や課題を主体的に解決するために必要な資質・能力を養うこと

(2) ICTの効果的活用

【一般的な道徳の学習指導過程におけるICT活用例】

段階	導入	展開	終末
ICTの活用例	・実態や問題の提示(画像や映像、アンケート結果表・グラフ等)	・教材の提示(画像や映像等) ・自分の考えをもつ(ICT端末に示す) ・他者の考えを知る(ICT端末に共有する)(表やグラフ等) ・話し合う(直接的な対話) ・自己を見つめる(ICT端末に蓄積する)	・生活の様子への提示(画像や映像等) ・外部の方の言葉への提示(画像や映像等)

【ICT活用のメリット】

・ICT端末を活用することで、道徳科の学習において求められる児童生徒一人一人の感じ方や考え方を視覚化し、これまで以上に生かすことが可能となり、自己理解や他者理解を促すような協働的な学びを効率的に行うために活用することが考えられる。

・授業中に行うアンケートでもその場で結果を確認することが可能となる。このように、ICT機器を利用して学級全体の傾向を即時的に提示することで、全体的な変容を捉えることができ、自己を見つめ直す際の手がかりとすることができる。

・毎時間蓄積された児童生徒の考えは、継続的に行われた道徳科の授業で一人一人の児童生徒の学習状況を見取って行われる評価の資料として活用することができる。

III 参考となる資料等

- ・小学校・中学校学習指導要領(平成29年3月告示)解説 特別の教科 道徳編(平成29年7月)
- ・道徳教育アーカイブ ～「特別の教科 道徳」の全面実施に向けて～ <https://doutoku.mext.go.jp/>
- ・考える道徳への転換に向けたワーキンググループにおける審議の取りまとめについて(報告)

平成28年8月26日 考える道徳への転換に向けたワーキンググループ

総合的な学習の時間部会（小・中学校）

I 総合的な学習の時間における学習指導改善のポイントと課題

1 学習指導改善のポイント

○ 学習指導要領改訂の要点

平成 29 年告示の学習指導要領解説において、学習指導の改善・充実に向けて、次のようなことが示されている。

(1) 改訂の趣旨

総合的な学習の時間は、学校が地域や学校、児童生徒の実態等に応じて、教科等の枠を超えた横断的・総合的な学習とすることと同時に、探究的な学習や協働的な学習とすることが重要であるとしてきた。特に、探究的な学習を実現するため、「①課題の設定→②情報の収集→③整理・分析→④まとめ・表現」の探究のプロセスを明示し、学習活動を発展的に繰り返していくことを重視してきた。

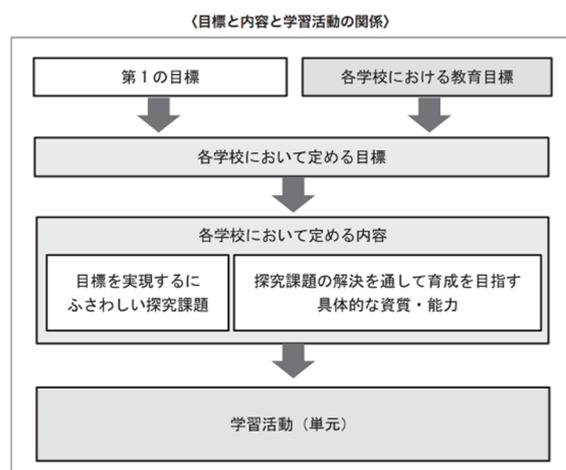
(2) 改訂の要点

① 改訂の基本的な考え方

- ・ 総合的な学習の時間においては、探究的な学習の過程を一層重視し、各教科等で育成する資質・能力を相互に関連付け、実社会・実生活において活用できるものとするとともに、各教科等を越えた学習の基盤となる資質・能力を育成する。

② 目標の改善

- ・ 総合的な学習の時間の目標は、「探究的な見方・考え方」を働かせ、総合的・横断的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を育成することを旨とするものであることを明確化した。
- ・ 教科等横断的なカリキュラム・マネジメントの軸となるよう、各学校が総合的な学習の時間の目標を設定するに当たっては、各学校における教育目標を踏まえて設定することを示した。



「小学校学習指導要領解説 総合的な学習の時間編」

③ 学習内容、学習指導の改善・充実

- ・ 各学校は総合的な学習の時間の目標を実現するにふさわしい探究課題を設定するとともに、探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力を設定するよう改善した。
- ・ 探究的な学習の中で、各教科等で育成する資質・能力を相互に関連付け、実社会・実生活の中で総合的に活用できるものとなるよう改善した。
- ・ 教科等を越えた全ての学習の基盤となる資質・能力を育成するため、課題を探究する中で、協働して課題を解決しようとする学習活動や、言語により分析し、まとめたり表現したりする学習活動（比較する、分類する、関連付けるなどの、「考えるための技法」を活用する）、コンピュータ等を活用して、情報を収集・整理・発信する学習活動（情報手段の基本的な操作を習得し、情報や情報手段を主体的に選択、活用できるようにすることを含む）が行われるように示した。
- ・ 自然体験やボランティア活動などの体験活動、地域の教材や学習環境を積極的に取り入れること等は引き続き重視することを示した。
- ・ プログラミングを体験しながら論理的思考力を身に付ける学習活動を行う場合には、探究的な学習の過程に適切に位置付くようにすることを示した。

2 学習指導における課題

令和6年度全国学力・学習状況調査における質問紙調査結果によると「総合的な学習の時間では、自分で課題を立てて情報を集め整理して、調べたことを発表するなどの学習活動に取り組んでいますか」の質問に対し、当てはまる・どちらかといえば、当てはまると回答した児童生徒は、小学校で79.0%（香川県）、81.3%（全国）、中学校で75.1%（香川県）、82.2%（全国）となっており、全国平均を大きく下回っている。また、同様の質問項目による学校質問紙調査結果においても、小学校で88.1%（香川県）、91.9%（全国）、中学校で78.1%（香川県）、90.9%（全国）となっており、指導の改善・充実が課題となっている。

II 課題の解決に向けて（指導の改善・充実）

○ 指導の改善・充実のポイント

（1）学習過程を探究的にすること

探究的な学習とするためには、学習過程が以下になることが重要である。

【課題の設定】

体験活動などを通して、課題意識をもつ。

- ・身に迫った切実感のある課題を設定
- ・教師の意図的な働きかけが必要

【情報の収集】

必要な情報を取り出したり収集したりする。

- ・児童生徒が収集した情報の量と質を把握
- ・体験を伴った情報の収集に配慮

【整理・分析】

収集した情報を、整理・分析して思考する。

- ・多様で雑多な情報を整理し、再構成することが重要
- ・思考ツールにより可視化・操作化…思考ツールを使うことが目的にならないように配慮

【まとめ・表現】

気づきや発見、自分の考えなどをまとめ、判断し、表現する。

- ・相手意識や目的意識を明確にしたまとめ

（2）他者と協働して主体的に取り組む学習活動にすること（個を活かす協働的な学び合い）

○多様な情報を活用して協働的に学ぶ

体験活動では、それぞれの児童生徒が様々な体験を行い多様な情報を手に入れる。それらを出し合い情報交換しながら学級全体で考えたり話し合ったりすることで、課題が明確になっていく。

○異なる視点から考え協働的に学ぶ

物事の決断や判断を迫られるような話し合いや意見交換を行うことは、収集した情報を比較したり、分類したり、関連付けたりして考えることにつながる。そのような場面では、異なる視点からの意見交換が行われることで、互いの考えが深まる。

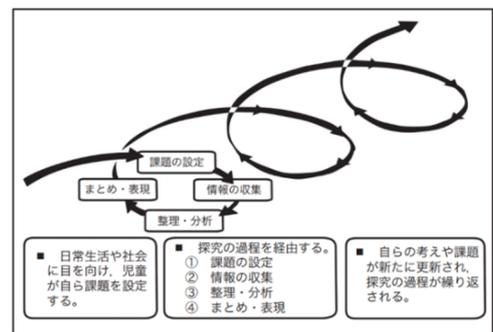
○力を合わせたり交流したりして協働的に学ぶ

児童生徒同士で解決できないことも地域の人や専門家などとの交流を手掛かりに学ぶことができる。また、地域の方との交流は、児童生徒の社会参画の意識を目覚めさせる。

○主体的かつ協働的に学ぶ

学級の中では、内省を好む児童生徒もいれば、他者との関わりに困難さを感じる児童生徒もいる。全ての児童生徒を同じ方向に導くということではなく、それぞれの児童生徒なりに主体的に学ぶこと、協働的に学ぶことよさを実感できるように工夫することが大切である。

探究的な学習における児童の学習の姿



「小学校学習指導要領解説 総合的な学習の時間編」

III 参考となる資料等

「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料（令和2年6月）

「今、求められる力を高める総合的な学習の時間の展開」【小学校編】（令和3年3月）

「今、求められる力を高める総合的な学習の時間の展開」【中学校編】（令和4年3月）

特別活動部会（小・中学校）

I 特別活動における学習指導改善のポイントと課題

1 学習指導改善のポイント

○ 特別活動で育成を目指す資質・能力の視点

- ・「人間関係形成」… 集団の中で、人間関係を自主的、実践的によりよいものへと形成する視点
- ・「社会参画」… よりよい学級・学校生活づくりなど、集団や社会に参画し様々な問題を主体的に解決しようとする視点
- ・「自己実現」… 集団の中で、自己の生活の課題を発見しよりよく改善する視点

○ 特質の違いを踏まえた学級活動の指導の充実（集団としての合意形成、一人一人の意思決定）

学級活動の目標

『小学校学習指導要領』第6章 第2 [学級活動] 1 「目標」

学級活動（1）における一連の学習過程

『中学校学習指導要領』第5章 第2 [学級活動] 1 「目標」

学級や学校での生活をよりよくするための課題を見だし、解決するために話し合い、**合意形成**し、役割を分担して協力して実践したり、学級での話し合いを生かして自己の課題の解決及び将来の生き方を描くために**意思決定**したり、実践したりすることに、**自主的、実践的に取り組む**ことを通して、第1の目標に掲げる資質・能力を **学級活動（2）（3）**における一連の学習過程で育成することを目指す。

（太字は筆者による）

学級活動の内容と解決方法の決定

学級活動（1）学級や学校における生活づくりへの参画

合意形成：自分と異なる意見や少数の意見も尊重し、折り合いを付けて集団としての意見をまとめる → 自分もよく、みんなもよいものとなるよう合意形成を図る

学級活動（2）日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全

学級活動（3）一人一人のキャリア形成と自己実現

意思決定：集団での話し合いを通して、個人の目標を決める

○ キャリア・パスポートの取組について

【学習指導要領 特別活動 学級活動 3内容の取扱い（2）】

2の(3)（一人一人のキャリア形成と自己実現）の指導に当たっては、学校、家庭及び地域における学習や生活の見通しを立て、学んだことを振り返りながら、新たな学習や生活への意欲につなげたり、将来の生き方を考えたりする活動を行うこと。その際、生徒が活動を記録し蓄積する教材等を活用すること。

<キャリア・パスポートに期待されていること>

- ・ 体系性 … それぞれの活動を育成すべき資質・能力とつなげること
- ・ 振り返り… 記録として自己の成長を残していくこと
- ・ 見通し … 次の学校（学年、活動）での自分の姿に具体的な見通しをもつこと

<キャリア・パスポートのポイント>

- ・ 「振り返り」と「見通し」をつなげること

これまでの成長の記録を基に自分自身を振り返ることでしっかり自己理解につなげ、その自己理解に基づいて次の活動や今後の自分の見通しを具体的に語らせていくことが大切。

- ・ 「取捨選択・再編集」を行うこと

一人一人のよさや自分の可能性への見通しをもたせていくために、どのように取捨選択・再編集を行っていくかがキャリア・パスポートの取組では重要になる。

2 学習指導における課題

令和6年度全国学力・学習状況調査児童生徒質問紙と学校質問紙について、学級活動での話し合いで「合意形成」「意思決定」ができていないかを問う質問への回答結果を比較すると、肯定的に回答している割合は、児童生徒が80～86%の範囲であるのに対し、学校は87～94%であり、教師側はより意識して学習

活動を展開している。児童生徒が「集団や社会の形成者としての見方・考え方」を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を發揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決する学習過程を充実させ、児童生徒の資質・能力の成長を自身で実感させる振り返りを大切にしていくことで、児童生徒の肯定的回答の割合をより高めていきたい。

II 課題の解決に向けて（指導の改善・充実）

○ 指導の改善・充実のポイント

一連の学習過程を通した指導の工夫

- ・ 特別活動が重視している「実践」を、単に行動の場面と狭く捉えるのではなく、課題の設定から振り返りまでの一連の活動を「実践」と捉える。
- ・ 児童生徒が主体的に「実践」していけるように、学級や学校での生活をよりよくするため、児童が共通して取り組むべき課題を見だし、決定することを大切にす。
- ・ 児童生徒の実態を把握し、特別活動の全体計画や各活動・学校行事の年間指導計画に反映させる事が大切である。

【①問題の発見・確認】

- ・ アンケートや自己評価カードなどから実態を把握し、取り組むべき課題を見いだす。
- ・ 行事や活動後の振り返りから課題を見いだす。
- ・ 体験やロールプレイングなどから感じたことから課題を見いだす。

【②解決方法の話合い、③解決方法の決定】

〈小学校〉

- ・ 自分の意見を発表したり、他者の意見をよく聞いたりして〔第1学年及び第2学年〕、理由を明確にして考えを伝えたり自分と異なる意見も受け入れたりしながら〔第3学年及び第4学年〕、相手の思いを受け止めて聞いたり、相手の立場や考え方を理解したりして、多様な意見のよさを積極的に生かして〔第5学年及び第6学年〕、合意形成を図る。

〈中学校〉

- ・ 課題に対して、一人一人が自分なりの意見や意思をもった上で、合意形成に向けた話合いに臨むようにすること。
- ・ 合意形成に基づき実践するに当たって、自分自身に何ができるか、何を行うべきかということを中心に考えて、意思をもつこと。

【④決めたことの実践、⑤振り返り】

- ・ 過程や成果・課題を振り返り、自分たちの実践を評価する。
- ・ 定期的に確認し、修正や改善を加える。
- ・ 振り返りカードに互いにコメントを書くなど、他者評価を取り入れる。

III 参考となる資料等

- ・ 「みんなで、よりよい学級・学校生活をつくる特別活動（小学校編）」 平成30年12月 国立教育政策研究所
- ・ 「中学校・高等学校特別活動指導資料」 令和5年5月 国立教育政策研究所
- ・ 「キャリア・パスポートって何だろう？」 平成30年5月 国立教育政策研究所
- ・ 「小学校特別活動映像資料解説パンフレット」 令和4年3月 国立教育政策研究所

合意形成			
【児童生徒質問紙】あなたの学級では、学級生活をよりよくするために学級会〔学級活動〕で話合い、互いの意見のよさを生かして解決方法を決めていますか			
【学校質問紙】調査対象学年の児童生徒に対して、学級生活をよりよくするために、学級会〔学級活動〕で話合い、互いの意見のよさを生かして解決方法等を合意形成できるような指導を行っていますか			
	肯定的な回答の割合		肯定的な回答の割合
小学校(児童)	85.7	中学校(生徒)	85.3
小学校(学校)	94.0	中学校(学校)	89.0
意思決定			
【児童生徒質問紙】学級活動における学級での話合いを生かして、今、自分が努力すべきことを決めて取り組んでいますか			
【学校質問紙】調査対象学年の児童生徒に対して、学級活動の授業を通して、今、努力すべきことを学級での話合いを生かして、一人一人の児童生徒が意思決定できるような指導を行っていますか			
	肯定的な回答の割合		肯定的な回答の割合
小学校(児童)	80.8	中学校(生徒)	80.4
小学校(学校)	87.4	中学校(学校)	89.1

(R6 全国学力・学習状況調査 児童生徒質問紙、学校質問紙結果より作成)